

昭和四十二年七月

四日市市議会臨時会目次

七月二十八日

ページ

会議録署名議員の指名について.....	六
会期の決定について.....	六
四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について.....	
議案説明：質疑、討論、議決.....	七
工事請負契約の締結について.....	
議案説明：質疑、討論、議決.....	八
公有水面埋立についての意見について.....	
議案説明：質疑、討論、議決.....	一〇

昭和四十二年七月二十八日

四日市市議会臨時会会議録

四日市市議会

昭和四十二年七月二十八日(金) 四日市市議会臨時会会議録

米田好兼速記

昭和四十二年七月二十八日(金曜日)

○議事日程

昭和四十二年七月二十八日(金)午後二時開会

才一 会議録署名議員の指名について

才二 会期の決定について

才三 議案才六二号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する

条例の一部改正について……………議案説明：質疑、討論、議決

才四 議案才六三号 工事請負契約の締結について……………” : ”、”、”

才五 発議才五号 公有水面埋立についての意見について……………” : ”、”、”

○本日の会議に付した事件

才一 会議録署名議員の指名について

才二 会期の決定について

才三 議案才六二号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例

の一部改正について

才四 発議才五号 公有水面埋立についての意見について

○出席議員(四十三名)

加	笠	大	大	岩	伊	伊	伊	伊	荒	天	味
藤	田	谷	島	田	藤	藤	藤	藤	木	春	岡
定	七	喜	武	久	信	太	泰	金	武	文	一
男	衛	正	雄	雄	一	郎	一	一	治	雄	郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

早	服	長	野	生	豊	坪	辻	谷	高	志	坂	後	小	小	訓	喜	川
川	部	川	崎	川	田	井		口	橋	積	上	藤	林	林	覇	野	村
正	昌	鐸	貞	平		妙	誠	専	力	政	長	藤	喜	哲	也		
夫	弘	元	芳	蔵	稔	子	二	九	三	一	郎	郎	夫	夫	男	等	潔
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○市議会事務局

主 主 議 次 事
 事 事 事 務 務
 係 係 係 係 係
 長 長 長 長 長
 佐 坂 小 岩 菊
 藤 井 坂 谷 地
 正 長 剛 英 也
 俊 衛 靖 剛 也
 君 君 君 君 君

教 育 長 栗 林 武 男 君
 建 設 部 長 園 浦 和 己 君
 土 木 部 長 三 輪 喜 代 司 君
 衛 生 部 長 中 山 英 郎 君
 総 務 部 長 平 井 清 三 君
 市 長 公 室 長 谷 沢 文 男 君
 収 入 役 川 崎 祐 男 君
 助 役 庄 司 良 一 君
 助 役 岩 野 見 齊 君
 市 長 九 鬼 喜 久 男 君

○議案説明のため出席した者

○欠席議員（一名）

日 沖 武 男 君

吉 山 山 山 矢 安 六 宮 松 増 前 藤 日
 垣 本 中 口 田 垣 平 田 島 山 川 井 比
 照 忠 信 繁 豊 良 英 辰 泰 義
 男 勝 一 生 郎 勇 司 勇 一 一 男 郎 平
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

午後二時三分開会

○議長（日比義平君） ただいまから昭和四十二年七月、四日市市議会臨時会を開会いたします。
本日の出席議員は、四十三名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いをいたします。

要求いたしました議事説明者の氏名は、お手元に配付いたしました要求書写のとおりであります。
なお、教育委員長は裁判のため欠席いたしましたから、ご了承を願います。

○議長（日比義平君） ただいまより会議を開きます。

日程才一 会議録署名議員の指名について

○議長（日比義平君） 日程才一、会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は、坪井議員、豊田議員にお願いすることにいたします。

日程才二 会期の決定について

○議長（日比義平君） 次に、日程才二、会期の決定についてを議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日よりいたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より決定をいたしました。

日程才三 議案才六十三号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

○議長（日比義平君） 次に、日程才三、議案才六十二号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案についてご説明申し上げます。

議案才六十二号は、本年五月、海蔵、羽津、常磐及び日永地区の一部における住居表示整備事業の実施により町名の変更がなされましたので、これに伴い所要の改正をしようとするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比義平君） ご質疑がありましたら、ご発言を願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっており、議案才六十二号については、委員会の付託を省略し、直ちに

採決を行ないたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君）　ご異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君）　ご異議なしと認めます。よって、議案才六十二号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程才四　議案才六十三号工事請負契約の締結について

○議長（日比義平君）　次に、日程才四、議案才六十三号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）　ただいまご上程の議案についてご説明申し上げます。

議案才六十三号は、日永地内に建設する市体育館新築工事の請負契約の締結案でありまして、指名競争入札に付しましたところ、金額四億一千三百万円をもって名古屋市中区錦三丁目戸田建設株式会社名古屋支店に落札いたしましたので、本契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

よろしくご審議のうえ、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日比義平君）　ご質疑ございましたら、ご発言をお願いします。

ご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案才六十三号については、委員会の付託を省略し直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君）　ご異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君）　ご異議なしと認めます。よって、議案才六十三号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

午後二時十分休憩

午後三時三十五分再開

○議長（日比義平君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程才五 発議才五号公有水面埋立についての意見について

○議長（日比義平君） 日程才五、発議才五号公有水面埋立についての意見についてを議題といたします。

霞ヶ浦地先公有水面埋め立て事業につきましては、去る三月八日の市議会におきまして、その埋め立て事業を四日市港開発事業団に委託することを議決いたしましたことはすでにご高承のとおりであります。

今回、委託を受けた四日市港開発事業団が四日市港管理組合管理者に埋め立て申請を行ないましたので、公有水面埋立法才三条の規定に基づき、四日市港管理組合管理者から意見を求めてまいりましたのであります。

工事の内容その他については、議案添付の申請書のとおりであります。将来、埋め立て地に建設されるであろう工場の公災害防止について、市と企業との間に協定書の締結等を行ない、万全の処置を講ずることを理事者に再確認するとともに、港湾管理者に対して公災害の防止について本案のとおり条件を付して三月議会における議決の趣旨に沿いたいと存じますので、ご協力のほどお願いいたします次才でございます。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。（「議長」「議長」と呼ぶ者あり）

大谷議員。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 いま議長発議によりまして、霞ヶ浦地先の公有海面埋め立ての意見を求められる内容についてのことに関連いたしましたして、私も前議会に関係せない者の立場から、あるいは当時ご審議されました内容にも若干の重複があるかとも考えられますが、格別のご仁をもってお認めいただき、関係各位からの答弁を求めて、これが賛否についての資料にいたしたいことを前もって希望いたしておきます。

この公有海面の埋め立てにつきましては、すでに本市におきましては去る昭和三十六年に、故平田市長が八幡製鉄を誘致する目的をもって漁業補償から一切の準備を整えられ、自來地盤の軟弱という理由によってその実現を見なかつたことは、すでに市民全部が承知のとおりであります。今回の公有水面埋め立ての目的は、申請書その他の参考資料にも明らかにっておりますとおり、大協和石油化学の工場をその埋め立て地に誘致するということが目的となり、そのことの内容につきましては、いろいろと当議会におかれてもご審議され、結果としては議決をされるところと承知いたしておりますが、私は、本日発議者であります議長と、並びに市長に対して質問の内容を四点ほどに要約してご意思、あるいは過程の内容について承りたいことをお願いいたします。

まず、才一点といたしまして、この埋め立て地に大協和石油化学を誘致しようとするその誘致の根拠をなす特定の工場を選んだその理由についてであります。

才二番目には、その特定工場が工場を設置したときに、どれほどの投下資本を設備し、さらに向こう何か年かの間に市に及ぼす財政的利益がどのような形になってあらわれるかの見通しと、それによって市民が公害等を中心として懸念をするその心配の度合いと、それから上がる税収等の利益とのその差が、どのように市長はお考え方で大協和石油化学を選定せられたかという基本的なお考え方を、才二番目に承りたいのであります。

才三番目といたしましては、この大協和石油化学との間におきます協定書なるものの内容を拝見いたしますと、その才三条に、もしこの協定書の内容に乙の責任において住民の健康がそこなわれるようなことがあると判定されたときには、その操業の全部もしくは一部の停止の措置を講ずる、とこういう条文が書かれております。これは、もちろん協定書の内容でありまして、これが現実と考えてみますときに、どれほどまでに法的にその根拠があり、また自信のほどの具体的な事例についての考え方を承りたいのであります。

才四番目には、すでに去る国会におきましても、四日市市におきまして最も市民の多くが関心を深めておりました公害基本法案が可決されました、今後の内容的な法制にわれわれひとしくその期待を大きくかけているものであります、こういった非常に重要な段階において、本市が公害が発生するであろうと思われる工場を誘致することについて、国のこの公害基本法の実態と逆行するような憂いがありはしないかと、この問題であります。

いろいろと意見なり実例なりは、数多く資料として持っておりますが、発言者も多いかのように想像されるときに、要約いたしました以上四点を議長並びに市長のほうから適当なご回答とご答弁をお願い申し上げまして、そのご答弁の内容によりましては、また質問の機会を得たいと思っております。

○議長（日比義平君） ただいま大谷議員のご質問四点、これは市の理事者からご答弁されたほうが適切かと考えますので、ご指名の市長のほうからご答弁をするようにいたします。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの大谷議員のご質問にお答えをいたします。

ただいまご質問の中にも言及されましたように、八幡製鉄の誘致問題が起りましたときに、すでにこの埋め立てにつきましては、三十六年に議決をされておるわけでございます。また、その後この大協和の進出にからみまして、去る三月の議会において議決をいただいたわけでございますが、大協和が進出したしてきましてこの経緯と申しますものは、こちらから誘致をいたしましたわけのものではございませんので、大協和が現在のスケール並びに立地条件では、このうえとも国内、あるいは国際的な競争にも存立がむずかしいと。また、公害等につきましても、設立当初から公害というようなことをいささかも考えることなしに設備というものが設けられ、設置されたような次才であり

ます。また当時には、そのような問題が深刻な問題として起こっておりませんし、また考えておりませんために、そのような公害対策も全く考えられておらないような設備であります。

したがって、大協和がこのようないろいろの競争に打ち勝つためにも、さらに営業力、あるいは生産力を強化するために、そしてまた公害を解決していくためにも、現在の立地条件のところではどうにもならない。ぜひとも新しいところへ進出をしたいという強い希望がございまして、幸い四十一年四月に四日市港管理組合と同時に発足いたしましたところの四日市港埋立事業団というものが設立されておりますが、その事業として霞ヶ浦地先の埋め立てを行なう計画を持つたわけでございます。幸いそこは海岸から三百メートル離れたところから出島のような形で埋め立て地をつくって、そこへ企業誘致しようという考えがございましたので、そこへそれでは進出してもらいたいということになったわけでございまして、決してこちらから誘致をしたような経緯はございませんことをここでお答え申し上げます。

才二点でございますが、この埋め立て地に進出してまいりますところの工場の投下資本額はどれくらいかと、そしてまた、それが四日市市の財政にどれくらいプラスになり、市民が受けるところの損害と差し引きして利益があるのかないのかという点でございますが、この工場の規模等につきましては、まだ詳細な点が私は承知いたしておらないのでございまして、三百億ともいいますし、あるいは四百七十億であるともいいます。

土地だけにつきまして申し上げますと、九千六百万円の固定資産税が入るわけでございますが、大規模償却資産につきましては、課税の特別処置もあるので、いまのところここで言明できるだけののはっきりしたものを持ち合わせておりませんことを、説明にならぬことでございますが、持ち合わせておりませんので、詳細な数字は申しかねる次第でございます。

したがって、市民の受ける利益との差し引きはどうかとご言いますが、私はこの大協和石油というものは、石油化学でございまして、従来のような石油精製工場であるとか、あるいは発電所、いわゆる発電所というようなものではなくて、ナフサという粗製ガソリンを原料にいたしましたところの硫黄を含まない原料を加工するものでございますので、亜硫酸ガスは出ないのだと。したがって、従来考えられたような公害というものは出ないということとを申し上げてでございます。

したがって、その公害に対してもしも出た場合にはいろいろの公害対策書、あるいはそれに基づくところの公害防止の協定書、あるいはまた、協議会を設置した場合におけるところの協議会運営の覚え書きというようなものをこしらえて、市民の福祉を守ろうと考えるわけでございます。

昨日の新聞に載ったと思いますが、四十一年度の経済白書によりますと、川崎市が一年間に受けるところの市民の損害は十七億三千万円であるというように、その白書に記載されておりますが、そのようにいろいろの考え方があろうかと思えます。川崎市は造船業、製鉄所、石油化学、石油精製、あるいは機械工業等雑多な工場がございます。降下ばいじん、震動、騒音、臭気、悪水等、全部の公害が川崎には集中されておりますが、その川崎の場合で年間に十七億三千万円というような数字が、通産省の経済白書に記載されておりますが、四日市市につきましてはそこまで詳細な資料を現在持っておりません。

したがって、この市民の受ける利益との差し引きということ、ここではっきりと申し上げることはできないと思いますが、公害というものが、従来のような形においてないということ、ここでお話し申し上げたいと思う次第でございます。

協定書三条の運用についての自信と申しますか、そういう点についてはどうかという点でございしますが、この点につきましては、この協定書の趣旨が四日市市長と大協和化学並びにそれに関連するところの諸会社の社長、立ち会人三重県知事ということになります。これは、道義的にこれを守る必要があるものでございまして、われわれはこれだけの埋め立て事業をするにつきましては、現在の四日市市の公害というきびしい現実の前に立っておる次第でございます、この公害の現実ということを見つめるためには、強い責任感と道義感をもって対処いたしたいと考えとる次第でございますので、この協定書の遵守については、かたい決意と覚悟をもって臨んでおる次第でございます。

才四点の、公害基本法可決の段階で公害に関連するような工場が来るということは、矛盾するのではないかとご言いますが、このようなことも当然考えられるわけでございますが、公害基本法というものが無い状態ということは、これはむしろおかしな状態でございます。公害基本法が幸い皆さんはじめわれわれ一同の非常な努力をいたしたわけでございますが、可決をされました次第でございます。

この公害基本法に付随するところの、いろいろの政令であるとか規則等が、今後これからつくられると思いますがしかしながら、この公害基本法というものは、やはり経済の発展というものと、市民の福祉というものを両方合わせて考えとる次第でございまして、われわれは、公害発生危険がないという前提に立っておりますので、このたびの埋め立てに進出するところの工場につきましては、言われるような逆行というような事態のないように対処いたしたいと考えとる次第でございます。

○議長（日比義平君） 大谷議員。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 お尋ねいたしました内容について、市長からそれぞれのご答弁があったのですが、ご答弁の内容につ

いてさらに納得できかねる問題と、若干の意見を申し添えたいと考えております。

大協和石油化学の工場を誘致したんでなくて、先方の進出希望を満したんだと、こういう意味に受け取ったのでありますが、誘致したことも、希望を受け入れたことも結果においては、大協和石油化学が来るということについては変わらないのであって、私はなぜ誘致したとか、なぜ受け入れたとかとそういうような理屈を申し述べて、お考え方を聞こうとするんじゃないやなくて、今日の経済界とあらゆる産業の伸び率とによって、ずいぶん国内の工場進出の内容も変わってきているかとも思います。

当市が、石油化学コンビナート地帯として全国にその名を売っていることも、あるいは国税、県税、市税等のうえにおいて相当の貢献をしとる事実もよくわかるのでありますが、逆に私は本市の産業事情の実態というものを考えてみますと、港という一つの立地条件のうえに乗っておる理由もあるでしょうが、何か本市特有の工場さえ誘致すればその他もろもろの産業は、まあ追随させるんだという何かこう積極的にこの土地に最もふさわしい、たとえば農業にいたしましても、あるいはその他の商工業にいたしましても、何かそういうものに対する市の積極的な打手というものが、おろそかにされてるような疑念を持つものであります。

そういったことが、この問題とは直接関係がありませんけれども、特に本市の場合におきまして、塩浜を中心とした、また午起付近のこの多くの市民の方々が、事公害に関しては非常に日夜を問わずして戦々恐々としておるときによほどの理由と根拠のある内容とによってこそ、はじめて心配されるけれどもこういう理由によって石油化学の伸びあるいは希望される会社の質というものについて、なるほどというもう少し私は納得のできる根拠というものがあつたかと期待をかけておつたんですが、わりあいそういう期待をかけているようなご答弁がなくて、きわめて私は遺憾に思っておりますが、そういったようなことにつきまして、いま少し四日市市がそういったその公有海面に対する

誘致しようと、あるいは先方の進出を希望しようとするその工場の選定については、いま少し格別の心配と研究とがほしかったことを遺憾に思っております。

才二番目の投下資本額の推定は、検討していただいでご答弁いただいたのですが、税収その他の問題についてこの危険を含んだ、はらんだ大協和石油化学工場が年間どれほどまでに市の税収となつてあらわれてくるかとか、またはそれ以外に市民が直接、間接にどのような利益を得るであろうかぐらいのことは、賢明な市長としてご検討されたかとも思つたのですが、これまたきわめて根拠の薄いお考え方で臨まれているということについても、若干、心さびしく思います。できますればいままからでもおそくないと思つたので、そういった進出を希望いたしております関係工場等ともよく連絡調整をされて、すみやかにわれわれ市民の前にそういった希望の持てるような内容を披瀝願ひ、あわせて市民として心配をしております公害の諸問題等とも関連して、われわれは研究の課題にしていきたいと考えているのであります。

その次に、協定書の才三条の内容についてであります。これは私は道義的な責任ということについては、よく理解もし承知もいたしておりますが、たとえばいまの石油コンビナート付近から悪臭その他のもろもろの公害害が出ておるこの発生源対策につきましては、当議会といたしましても都市公害特別委員会等でもいろいろとその発生源についての内容を、具体的に、積極的に対策を取り組みたいと考えていても、なかなかその実態の把握については、非常にむづかしい問題があることは、市長もご承知のとおりであります。

たまたま国のほうにまゐりましても、そういった問題については、いろいろと心配もされ、研究もされているようではあります。聞くところによりますと、各企業者、いわゆる各工場に一つ一つ歴訪したり、あるいは質問をいたしましても、あらゆる点の基本の上に乗っかって、別に法を犯しているわけなし、ばい煙規制法の基準を上回って

いるという理由もなし、取りつく島もないような形のままであっても、実態というものは一つの有形無形の公害という姿となつて、日夜市民を苦しめているときに、この道義的な問題ということだけでは、今後、心配が持たれないとは、私、だれしも断言できないと思います。

こういう点についても、過去、現在の時点というものを十分に配慮され、検討を加えられて、そしてより一そうの私は、皆が納得できる対策を講ずべきではないかという考え方も持っております。

才四番目の、公害基本法の問題と、今回の進出を認める、あるいは埋め立てを許可することによって関連の問題についてであります。去る国会の閉会直前に私もこの基本法の法案が一日も早く国会の決議をされる陳情に行つたときに、厚生省の某要人いわく、四日市の議会から公害の問題については、ときどき陳情に見えたり、あるいは特に今回の基本法のことにつきましては、議会あげてのご熱心な陳情で、関係国会議員をはじめとして関係省あたりの方も非常にその熱意に好意を示されておつたのに反して、先ほど申し上げたように厚生省の某要人は、それと逆行するかのようなことで、すなわち今回のような問題であります。そうなると思われる今後の予想されている法の制定については、何かしらすっきりしないものが残るんだというようなおことばを、直接私は聞いたのであります。

また、参議院の社会党に属される議員各位のおことばの中には、はっきりとそういうことを言われていた事実がありますときに、いまの市長のお考え方によってわれわれが満足するべきであるかないかということにつきましては、私としては問題として今後に大きな心配を残すであろうと、こういうことを憂えるものであります。

以上四点、市長のご答弁いただきましたことと、私の一部意見つきの内容とによって、もしお考え方の相違点があれば再度お答えを願いたいと思ひますし、別になくて私のお尋ねしておることと、あるいは一部の意見と全く変わらないうんたというように市長がお考えになれば、ご答弁の必要はございませんので、ご了承のほどをお願いします。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 若干、私の説明の至らぬ点がございましたので、付言をさせていただきます。

これから申し上げる点は、考えようによりましては、おまえの言つてゐることは企業を擁護するようなことではないかという考え方にとらわれやすい点がございまして、私はご遠慮させていただいた次才でございますが、若干その点を説明させていただきます。

進出を希望してきたからこへ招いたんだというようなことは、誘致と変わらんのではないかとご意見でございますが、これにつきましては、いろいろの考え方があろうかと思ひますが、立地条件というものを、四日市の化学工業の立地条件というものをやはり根本的に検討すべきときではないかということをお考えいただけます。これは単なる公害のみならず、新潟というようなああいう災害、地震災害というような場合を考へて、あるいは伊勢湾台風というような場合を考へて、公災害という面からやはり四日市の工場の立地条件というものは、根本的に考へ直すべきではないかと考へたわけでございます。

また、ご承知のようにタンカーにいたしましたしても、五万トン、六万トンのタンカーが三十万トン近い大きさのタンカーにかわりつつあるというような拡大生産、そうしてまた生産原価を極力切り詰めていくというような激しい時代でございます。これが規模の経済であるとかいうようなことがいわれておりますが、規模の経済であると同時に技術革新の非常に激しい時代でございますので、既存の工場でもどんどんと拡充をしておると。新しい工場は、このようにいろいろのむずかしい条件をつけられて制限されるのは、非常に差別待遇をされるのではないかという意見もあるわけでございますが、しかしながら、この新しい工場と申しますものが、埋め立て地に立地させられるために、埋め

立てということは、すなわちまあこういうような多少とも公害というものが考えられやすいというような工場であるためには、埋め立てということがすなわち公害ということに結びつく。

したがって、それだけこの埋め立て事業を新しく進めるということにつきましては、われわれは慎重にいろいろ対策を検討したわけでございます。税金が入るから工場を誘致するというような、消極的な目先の考えではわれわれはございませんので、四日市市全体の工業都市というものの整備というものと、拡充ということを考えてわれわれはこれに対処したいと考えてるわけでございます。

そのためには、いろいろの発生源対策、既存の工場につきましては発生源対策とか、患者の対策等を今後とも強化しなければならぬと思っておりますが、単なる税金というようなものは、やはり発展の結果のものでございまして四日市全体が発展をすれば、公害対策等の十分の措置をして、こういうような全体の発展というものが招来されたならば、私は税金というものもその結果自然に入ってくるのではないかと、まあ考えとる次才でございまして。

進出イコール誘致だとわれわれは考えておりませんので、立地条件を根本的に検討しなければ、この規模の経済に即応した工業都市は建設できないという基本的な考え方に立つとるということをご了承願いたいと思う次才でございまして。

○議長（日比義平君） 辻議員。

〔辻誠二君登壇〕

○辻誠二君 革新クラブの辻でございます。こちらの方には見ていただいておりますので、特に名乗りを上げましてご質問をいたしたいと考えるとる次才でございます。

もちろん、私は新人でございます。理事者の方々に不穏な言辭を弄するやもわかりませんが、何分新人でございますので、その点特にご了承を願っておきたいと思っております。

先ほど大谷議員より協定書案なるものについてのご質問がございました。多少関連するかもわかりませんが、この重大な公害問題をおろそかにはできません。ご存じの三月の議会においては、私は新人でございますので、この可決されました内容はよく存じ上げておりませんので、いまさらここでちようちようなんんと申すわけにはいきませんが、その内容については、皆さんもすでにご存じだろう。したがって、この協定書なるもの内容について四点質問をいたしたいと思っております。

まず、この協定書なるものは、その細部についても、と詳しく、いわゆる解釈例規なり並びに細部の協定がつくつてあるであろうかというご質問をいたしたいのであります。

でないと、この内容についてはまことにばく然たるものでありまして、細部をよく検討いたしてみますと、まことに公害基本法ではございませんが、ザル法といいたい、このように考えています。遂次に質問をいたしておりますので、最後にその理由を申し上げたいと思っております。

次の才二点といたしましては、その協定書の中の才三条「甲は、」というところでございますが、「乙の操業の全部または一部の一時停止その他必要な措置を指示するものとし、乙は甲の指示に従わなければならない。」書いてございますが、この点について先ほど大谷議員の質問に対して、法的規制はあるかと質問をされましたけれども市長は道義的にこれをもってもらうんだというふうなご回答がございました。

しかしながら、現状、いま今日ここでこのような質問をいたしておりますときに、三百八十何名かの公害患者が病床に呻吟をしておるのであります。にもかかわらず、それができないうちに、これを、「全部または一部の一時停止その他必要な措置」を講ずるといような協定書をつくりたい、しかも道義的につくるんだとおっしゃる点について

は、非常に納得がいかなのであります。

次に、三点目としては、才四条「甲が判定したときは、補償しなければならぬ。」と書いてございます。これは補償とは一体何事であるか。と申しますのは、先ほど申しました解釈例規なり細部の内容について確実に取ってあるのかどうか、それをお聞きしたいのでございます。

四点目といたしましては、「工場内の」の才五条でございます。「工場内の立入調査をすることができる。」というように書いてございます。この点につきましては、過日の、六月の議会におきましてある議員が、もちろん革新陣営でございますが、各企業源の対策をする、発生源の調査をすることができるか、考えておるかと理事者にたじたたのでございます。しかしながら、技術的に非常にむずかしい、したがってこれはできないと私は解釈をしておりますけれども、このようなご回答があったのであります。

にもかかわらず、ここにこのようなことが書いてありますところを見ますと、はたしてできるのかできないのか、その辺を非常に疑うのでございます。

先ほど申ししておりますように、私たちはこの三月議会の成り行きはよく存じ上げておりませんが、この公害という問題は、国会においても、当市会においても市長は人命が大事である、このように申しておられますけれども、現在の三百八十一名の方々をどうお考えになっておられる。これを解決しない限り、これは人命を尊重しておるとは、私はいえないと思うのであります。(傍聴席で拍手する者あり) まずこれを解決をいたしまして、しかして後、やるのがほんとうの理事者の行動であろうと、このように考えるのでございます。

まことに僭越な言辞を弄しましたが、よろしくご回答のほどをお願い申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(日比義平君) 市長。

〔市長(九鬼喜久男君)登壇〕

○市長(九鬼喜久男君) ただいまの辻議員のご質問にお答えをいたします。

細部の協定が、この簡単な協定書の中にあるのかどうかということでございますが、この才一条の才二項にございますところの「公災害防止対策書のとおり」とございますが、お手元でございますところの公災害防止対策書案というのがございますが、これに基づきまして公害防止の方針等、各公害の種類等につきまして細かい規定がしてあるわけでございますが、このとおりやったらばいわれるところの公害というものは、かならず石油化学の現在の説明のレイアウトでは解決できるというのが、学者のご意見でございますが、したがって、そのような才三者の意見を徴しまして才一条二項の「乙は、公災害防止対策書のとおり」と入れてあるわけでございます。

細部の協定につきましては、そのような公災害防止対策書を遵守して、最初からそのような設備をするということでございます。

また、いろいろこの才三条、あるいは才四条等にわたるかもしれませんが、細部の協定につきましているいろいろな問題が起こったと、地元といっている話の合わない点が起こったというような場合には、協議会というものを設置いたしました、地元の住民の代表者の方、大協和の会社の方、学識経験者、四日市市の市の職員というような構成メンバーによって協議会を結成いたしました、この協議会の決定に基づいて市長がこれを、補償等の行為については細部のこまかい約束をするということになります。

才三条の責任論の問題でございますが、これは企業もかならずこのとおりするということで、会社の役員会、あるいは常務会等もたびたび開かれまして、われわれとともにこれを検討してきたわけでございますが、企業もこの条項

に基づいてかならずやるという約束でございますので、われわれはこの監視態勢、あるいは監督というものの主体というものが、一番はじめにございますところの「四日市市長（以下「甲」という。）と、その以下甲の趣旨に従ってこの条文のいろいろの運用がなされるわけでございますので、私は責任論といたしましても、これでやっていけるのではないかと考える次才でございます。

才四条の補償の問題でございますが、この補償の問題につきましては、ただいまちよつと触れさせていただきましたところの協議会の設置等に関する覚書に従いまして、この補償を考えていこうというわけでございます。

才五条の工場の立ち入り調査をしても、技術的にその可能なかどうかということでございますが、これは才五条にございますところの「この協定の実施に必要な限度において工場内」に立ち入りをするということでございます。新しい設備でございますので、それらの点については十分われわれも注文もいたしたいと思います。その装置というものも十分に装置されましたも、あるいは故障のときであるとか、定期修理の後でいろいろとその最初の操業のときに事故が起こるということは、前の議会において私は申し上げましたが、そういう点につきましても、そういうことのないように注意をいたしたいと思います。

公害患者についての考え方は、われわれは決しておろそかにいたしておりませんので、ただいま三百七十九人の公害患者が認定されておるわけでございますが、医療費等につきましても、前の議会において申し上げたとおりでございます。さらに県会において議決されましたところの公害センター等もできる段階でございますので、われわれはさらにこれを強力に進めたいと、患者対策を強力に進めたいと考えとる次才でございます。

○議長（日比義平君） この際、傍聴の方々に申し上げます。
会議の言論に対して拍手等も禁じられておりますので、ご協力をお願いいたします。

辻議員。

「辻誠二君登壇」

○辻誠二君 ただいま約五点の質問をいたしましたところ、市長はまことにじょうずにご回答をいたされました。それにつきまして、再度ご質問をしたいと思っております。

私が申し上げておりますのは、この協定案なるものにもっと細部にわたって罰金、または一時停止は何カ月をやるのか、こういう細部にわたっての解釈例規なるものがあるのかないのか、こういう質問をしたわけでございますが、市長はこの順を追って、これに従ってやっていきたいんだと、こういう答弁でございますが、それは先ほどから大谷議員も質問をいたしておりましたように、道義的にやるというのが非常にこの字句の内容を、字句の定義をむずかしくしておるものだ、私は考えるのでございます。

また、この賠償についても、補償についても、いくら出せば、ばい煙はどのくらいに出せば現在北海道の公害規制法にありまする一日につき十万円とかそういうようなことがこまかく細部に書いてございますけれども、そのような方法があるのかないのかということでございます。

それから、「甲が判定した」場合というのは、この一番巻頭に出ております「四日市市長（以下）」というのが気に入らないのであります。なぜかと申しますと、このようなことでは、もちろんこの協議会の設置等に関する覚書というところに、その協議会の構成内容が書いてございますが、地元住民代表者、おそらく自治会長であろうと解釈をいたします。これが三名。大協和石油、学識経験者これはけっこうでございますが、四日市市の職員二名、これもけっこうでございますが、ここに市会議員の何名かを入れていただくこと、または公害患者をここに三名ないし四名入れていただくこと、こういうことを提案するわけでございますが、そのようなことについては、内容は市

長は説明をさせていただかなかった点は、まことに遺憾であると思っております。

次に、工場内の立ち入り調査をすると、このように解釈をし、理解をしたのでございますが、それならば、現在非常に困っておる公害患者を救う道のこの各社の企業の公害源をなぜ調査ができないのか、なぜできないのかという点に納得がいかなのでございます。まあ差しさわりのないでございますましたら、もっと微に入り細にわたってのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 細部の協定の問題に関連いたしましたして、さらに強い権限が振るえないのかということでございますが、こういう権限はこの市長にはございませんわけでございまして、それをこういう協定書において実施をして行こうというわけでございます。

しかし、幸い県の公害防止条例が前議会において議決されました、それに基づきますといろいろの罰則規定がありますので、当然その罰則規定も適用されるわけでございます。さらに公害基本法以上のことを規定してみても、これは非常にむずかしい問題があるわけでございまして、これらの点につきましては、今後の問題になるのではないかと考えます。

立ち入り等の権限ということにつきましても、企業が断ればあくまでも立ち入りする権限があるのかどうかということにつきましても、権限はないわけでございます。それを最初にこのような協定書に立ち入りをするということを行うたっておるわけでございます。

さらにご指摘のございましたような市議会議員を協議会の委員として入れるべきではないかという意見でございますが、それにつきましては、地元住民代表者三名の中に市議会議員の人を入れていただくということを考えられておるわけでございまして、さらに詳細な点につきましては、事務の担当の谷沢公室長から説明をさせていただきます。

○議長（日比義平君） 市長公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） 市長の説明を補足いたしましたして、ご回答申し上げたいと思っております。

市長が先ほど来協定書の問題についてご説明があり、なお協定書締結に至るまでの経過についてもご説明がありましたように、私ども企業の進出に当たってまず公害対策は、どのような措置をいかに取られるかということに重点を置きまして、進出企業の内容等を聞き、お手元にご配付、また皆さま方にご説明申し上げてる対策書なるものをつくったわけでございます。

これにつきましては、ご承知のように公害防止に関する各法規を上回るきびしい条件を付与しているということが一ついえると思っております。

また、この実施につきましても、協定書にありますように、市長が企業にそれぞれ措置を命じ、企業はこれに従うことを条件といたしておるわけでございますし、また公害基本法、あるいは県条例等各種関係法令の整備にしたがっては、それに従うことを条件といたしておるわけでございます。

また、これが具体的な担保としてどうしていくかということになるわけですが、これにつきましては、先ほどご説明のありました協議会というものを設けて、地区の方々とそうして企業と、また学識経験者と公正なる場において、この協定、あるいは対策書が円満に、円滑に実施されることを考えての機関を設置していこうという考え方でございます。もちろん、この運営についてもいろいろと公平を期するためには、やはり公正なるメンバーと、公正なる会

議の運営が必要であるということから、その委員の三人以上の要請があったときには、召集しなければならないという考え方に立っておりますし、その協議会で公正な立場で判断されたことについては、市長はその所要の措置を講ずることをきめておるわけでございます。

以上のようなことから、私どもはあらゆるこの約束が公平に、しかも住民の方々と十分話し合いの場で円滑に実施することを前提として、この協定を結んでおるわけでございます。

また、立ち入り調査については、法的な問題は一応県にあるかもしれませんが、あくまでも企業に対して市長の立ち入りを許しておると。したがって、われわれも技術的にもいろいろの問題をふまえて工場に立ち入り、あるいは調査を、報告を求める。それから、いま申し上げたような協定書が円滑にいくようなものにおいて、各地区の協議会等においていろいろの意見が出たものは、即刻立ち入りをしていくと、こういうような実態運営を考えて進めていきたいと、こういう考え方でございますので、よろしくご了承賜りたいと思っております。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩をいたします。

午後四時三十四分休憩

午後四時四十七分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坪井議員。

〔坪井妙子君登壇〕

○坪井妙子君 霞ヶ浦公有水面埋め立てに関しまして、先の三月議会において承認され、四日市港開発事業団に委託

具体化して、今日その埋め立て免許申請に關してのおはかりをいただいておりますが、市民の感情からいたしますと、正直にきたるべきときがいつに來たのだ、もうこれ以上公害はごめんだという気持ちには、偽りないものがござります。

しかし、霞ヶ浦を愛し、四日市に残されたただ一つの海水浴場を失うさびしさと、埋め立てに伴い進出してまいります大協和石油化学という新会社が、石油関連工場であるという理由で、公害発生があるのではないかと不安はかりしれないものがございますし、また、この事実にかんがみまして重複いたしますけれども、先に大谷議員並びに辻議員よりご発言もあり、いささか重複の感じでもございますが、この際、市長並びに関係各位におきましては、十分なる覚悟をもって、過去数年間、さまざまの角度で討議されてまいりました公害並びに公害に対する不安の除去を、さまざまにお約束いただいておりますところの公害害防止対策書、あるいは企業と締結されるという協定書を誠意をもって着実に履行していただけるかどうか。

いまお話がございましたけれども、これらのものにいたしましたしは、あるいは骨抜きにすることも、私たちは心配されるのでございます。どうぞこの機会に、重ねて会社に確実に実行させるのだという自信あるご回答を、市長から賜れば、私たちはいささかでも安心できるのではないかと思っております。

幸い、先の国会において公害基本法の通過をみ、統いて決定される環境基準並びに排水基準などにおきまして、本市の議長は人命尊重を優先に公述人としての答申をされたと聞き及んでおりますが、市長も市政の根本として人命尊重を第一において、企業優先であるというような陰のそしりを受けないように、十分にこの際ご所信を披瀝していただきたいと思います。

次に、工事の概要を見ますと、才一期六十四万坪（約二百二十二万平方メートル）中、一区が三十八万坪（約百二十

五万八千平方メートル)、二区二十六万坪(約八十六万二千平方メートル)を、大部分しゆんせつ土砂によって行ない、表土六十センチを良質土砂において行なうとございますが、どこの土をどのような方法であてられるのか、また山土をあてられるとするならば、どの山土をあてられようとしているのか。地元の方といたしましては、羽津地内の道路はどれもきわめて狭隘でございまして、道路状態もたいへんに悪く、現状におきましては、工事用、あるいは土砂運搬用の車が道路を占用するようなことがございましては、私たちがだいまにも増して交通不安を感じるわけでございます。

住民にこれ以上圧迫することのないように、ご配慮をいただきたいと思いますが、この点についてご所見を承りたいと思うわけでございます。

また、一方において飯場の出現等により地区住民の生活の不均衡を来たし、防犯的な意味で心配を惹起するのではないかと、この点につきましても市長はどのような案をお持ちになっているのか伺わせていただきたいと存じます。次に、設計図を拝見いたしますとき、陸岸より約三百メートル離して公共船たまり場をご計画のようにかがいますが、陸岸とはどこであるのか、地元民とのお話し合いのときには、海没地を埋め立て海浜公園のご計画がおりのように伺い、南部における緑地帯のごとく市民のいこいの場として期待をいたしたのでございますが、今日おきますと、この姿はなく、説得の場合にはのみ夢をお聞かせいただいても、実現性のないものであるのか。もちろん、今日の埋め立てに対しては、対象外のものではございますが、この点について市長は何らかの方法においてご実現いただく意向がありますかどうか、お伺いをいたします。

なお、この際、霞ヶ浦町一帯の住民の不安と動搖は、深刻なものがございしますが、数回に及ぶご説明会でもお約束どおり強制立ちのきとか、あるいは公害不安による圧迫は絶対にならないという明確なご答弁を、この議場において重ね

てお約束いただけるかどうか、お伺いをいたしたいと存じます。

○議長(日比義平君) 市長。

〔市長(九鬼喜久男君)登壇〕

○市長(九鬼喜久男君) ただいまの坪井議員のご質問にお答えいたします。

才一の公害防止対策書、あるいは協定書、協議会設置に関する覚書等を忠実に実施するという約束をさらにしろとそういうんでございますが、われわれはこの埋め立てに關連いたしましたして、会社とも何回も折衝いたしております。また、地区の方々とも懇談会をもちましたことは、ご承知のとおりでございます。また、国の厚生省、通産省、建設省、あるいは自治省、運輸省等につきましても、この問題につきましては、十分協定を、いろいろ協議を重ねてきたわけでございます。これの実施につきましては、忠実にこれを実施することをわれわれは会社にも要求し、これを実施する覚悟でございます。

人命尊重の問題でございますが、これは全く異論のないところでございまして、公害防止条例を見ましても、また経済白書、この二、三日前発表されましたところの経済白書を見ましても、異例の白書を発表しようなわけでございます。人間の健康を重視するというのが日本の世論になってるわけでございます。

しかしながら、この消費生活がますます向上いたします。やはり住民の福祉というものは、生活の向上とつながるわけでございます。したがって、やはり何と申しましても、生活の向上ということは、それだけ所得がなければならぬということでございます。とりもなおさずそれは職場との関連もあることでございます。職場があればこそ所得もあるということでございます。われわれはそういう意味におきまして、今後ともこの工業都市的な環境の整備発展とともに、あわせて環境の整備に伴うところとともに、人命の尊重というものがとりもなおさずそこに実

現するのではないかと考えとる次才でございますので、われわれは決してその経済一方面的考え方をいたしておりませんので、やはり現在起こっておるところの公害という問題を解決すると、少しでもよくするということがとりもなおさず人命尊重の問題でございますので、人命の尊重という点につきましては、今後とも十分意を尽して努力をいたすつもりでございます。

なお、埋め立て地の山土の問題でございますが、事業団の技術者の話によりますと、一区二区とも工事は大体海岸の砂土だけでいけるということでございますして、山土が利用される場合には、さらにその通る道、あるいは取る場所等につきましてもご迷惑のかわからないような配慮を十分にいたしたいと考えております。

また、飯場等の問題につきましても、事業団の関係者から飯場等の設置場所等の問題につきましては、十分に検討して間違いないように努力をいたします。

埋め立て地の法線の距離の問題でございますが、陸の法線になりますところは、ただいまございませうところの饅ヶ浦土地の海没地を復元した法線からつけ根のところは百七十メートル、一番南の端で三百メートルの法線のところから埋め立てられるわけでございます。饅ヶ浦の土地の利用につきましては、たびたびここで説明させていただいておりますが、この海没地をいま直ちに復元するということは、五億円ぐらいの資金が要しますので、この工事につきましては、いろいろと検討はさしていただきますが、饅ヶ浦土地のこの松林といい海岸美というものは、四日市にとりましては、非常に重要なところでございますので、饅ヶ浦土地のところをさらに整理してりっぱな臨海公園にするお約束には変更はございませんです。

そのとおりにいろいろと、まあ将来はプールであるとか、その他先の議会においては水族館等の話を申し上げさしていただきましたが、ともかく海岸公園として市民が利用できるようにさせていただきたいと考えております。

饅ヶ浦町一帯の強制立ちのき等の問題につきましては、前の議会でお約束させていただいたとおりでございます。

○議長（日比義平君） 大島議員。

「大島武雄君登壇」

○大島武雄君 先ほどから三人の議員が質問しておりますが、できる限り重複を避けましてお尋ねをいたしたいと思っております。

ご承知のようにこの埋め立ての問題につきましては、先ほどから答弁のあったとおり、また質問もあったとおりであります。公害基本法の設定に基づきまして、議長が衆議院、また議員の委員がそれぞれ関係の方々に陳情して、市長が基本的に考えておりますこの経済の調和ということ、経済の発展に伴って人命の尊重と、こういうような考え方を今回この公害基本法の中から削除したわけでありますが、こういう点でその市議会の考えていることと、それから市長の考え方と大きく相違があるわけであります。

この点、議長にお尋ねするわけであります。市長と全く違った形でお尋ねしておりますけれども、先ほど議長席で聞かれてお尋ねして、この点についてのお考えがありましたら、お尋ねをしたいわけであります。

さらに、この公害基本法の中から人命尊重ということ、あるいは非常に四日市の今回の公害基本法に対するいろんなこの防止の働きかけによって、非常に全国で好意を持たれております。こういうことからして、先ほども大谷議員のほうからも発言があったとおり、今回この工事を着工する段階に私は問題があると、このように考えるわけであります。したがって、公害基本法の設定に伴い関係、あるいはいろんな環境基準とか、あるいはその他の補償の問題とか諸法ができるわけであります。それ以後にあらためてこの本問題を取り上げるべきであろうと、これがこういう姿を示してこそ、四日市が公害問題に取り組んでいるというような考え方を持つものであります。こういう点に

については、市長のほうからお答えを願いたいわけでありませう。

さらに、本問題につきましては、三月におきましては非常に地元との話し合いもされたやに聞いております。したがって、具体化した今日、市長みずからどのように地元の方々とお話し合いをなさったか、この点についてお伺いをいたしたいものであります。

次に、先ほどもありました進出企業に対する協定書の問題でございますが、この協定書は調印をなさったのかどうか。現在の資料でありますと、協定書案ということになっております。先ほどは、市長は約束をされたというようなことがございますが、今日までにおきましても、やはりいままでの企業におきましても、約束をされましたものように公害患者がふえ、あるいはその他の諸問題が起きておるわけでありませうが、この点については、明確に文書で明らかにすべきであると、このように思うわけでありませう。この協定書案をこの大協和石油化学が調印したかどうか、この点をお尋ねしたいわけでありませう。

さらに、大協和石油化学をはじめとする進出企業の各工場に対しても、同じような協定をなさるかどうか。また、この大協和石油化学と協定したのであれば、既設の現在あります工場に対しても当然で得るものと、このように考えるわけでありませう。この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

次に、この前平田市長の時代におきまして、この東海製鉄が誘致されると、東海製鉄が誘致されるということについて漁業権を放棄し、また市が補償したわけでありませう。今日におきましては、その東海製鉄と大いに異なつて大協和石油化学が進出しとるわけでありませうが、これらの問題について、どのようにこれからお進めなられるのか、この点をお伺いしたいと思います。

次に、工事が着工されるようになった場合におきまして、お尋ねをしておきたいと思つてあります。

特に作業中におきまして、種々ないわゆる公害の問題、あるいはダンプとか、あるいは生コンとかの車その他の運搬、運輸面におきましていろいろ事故、あるいは公害発生した場合におきましては、その事故の処理、あるいは補償の問題等につきまして、どこでそれをなさるか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、いろいろ図面におきまして聞き及んでることにつきましては、大協和石油化学があの一区のほうへ進出すると、このような説明を受けておりますが、特にやはり市長としても新しい化学工場であれば、多少のことは公害というものは考えられるというような前会の議会においての説明もありました。そういう観点から見れば、なおさらこの公害の問題については、十分検討しなければならぬし、また絶対に発生のないようにすべきが当然であります。そういうおそれということについては、いろいろ解釈がございますが、できる限り民家と離すべきである、このように考えるわけでありませう。図面の上においては才二区のほうへずらすべきではないか、このような考えを持つてゐるわけでありませう。

後は、先ほど三議員の質問がございましたので、そういう分は避けまして、先ほど申し上げたとおりこの埋め立ての問題については、この事業を進行するうえにおいては、いろんな公害基本法に基づいて現在の置かれておる四日市の立場というものを、十分考慮してこの問題を討議しなけりやならない。したがって、いろいろな諸原案が得るまでこれを中止し、改めてこの本問題を取り上げるべきであると、このように考えるわけでありませう。

以上の点について、お尋ねをいたします。

○議長（日比義平君） 議長にお尋ねの分を、ご答弁させていただきます。

もう私ばかりでございませんで、人間であります以上は人命が何ものにも優先するということは、もう当然なことでございます。ただ豊かな市民生活と企業の繁栄とが共存し得るように、われわれとしてはあらゆる努力をします。

いうのが、われわれのつとめではなからうか、かように私は考えておるわけでございます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの大島議員の質問にお答えいたします。

ただいまこの問題に關連いたしました、議長からご答弁がございましたが、私も議長の衆議院に対する諮問の答弁については、全く同感でございまして、ただ私は人間の尊重とだけではこの世の中の姿ではない。やはり人間は精神のみにて生きるものでもございませんで、やはり何と申しましたも公害基本法においてもいわれられますように生活環境の保全ということと経済の発展というものは、表裏一体のものであろうかと思えます。世の中の進歩というものは、絶えず行なわれておるわけでございまして、経済にいたしましたままのものではない、科学も技術も絶えず進んでおるわけでございまして、それについて経済も進んでいるわけでございます。

また、われわれもレジャーであるとか、あるいは文化面の追求であるとか、そういうことが日々刻々と進んでいくわけでございまして、この両者はやはり一体となって進むのでなければ、本当の文化的な都市、あるいは文化的な社会とはいえないのではないかとこの考え方から申し上げておるわけで、私はこれが議長の答弁と全くその点につきましては一致しておると考えております。

地元との話し合いの点でございしますが、このときは私はこれが三月八日に議決をいただきましたが、今後とも要望があれば、地元からご要望があれば私は地元との話し合いにも出かけますと申し上げたわけでございます。確たる要望が、私はいまだ一度もいただいておりませんので、どの地区へも私自身といたしましては参上いたしております。ただ、事業団から私は若干の疑念があるんだという意見を拝聴いたしましたので、事業団の人をその人のところ

へ伺わせまして、十分事業団、あるいは私の絶えず申し上げておることを説明させていただきました例がござい

す。
調印の点でございしますが、まだ調印はいたしておりません。この本日のような公有水面の埋め立ての諮問の問題もでございます。実際において埋め立ての契約がなされた段階において、調印がなされるのが当然ではないかと思っております。このときは文書によるところの正式の調印をいたしたいと思います。

既設工場への適用につきましては、私はこの公害防止協定等の既存の工場への適用につきましては、考えないというところは、前の議会にも申し上げておりますが、それに対しまして、さらに発生源対策として十分な手を尽くしたいと考へるとるわけでございます。

その他、運搬車、生コン車等の交通上のいろいろの問題の処理についてはどうかという点でございしますが、これは先般来小鹿ヶ丘の自治会から才二埠頭の用土の運搬につきまして痛切なる要望がございました。われわれも警察等とあるいは業者と話し合いをいたしまして、いろいろ協力をさしていただいたわけでございますが、あくまでもこの問題は業者が責任を持つべき問題でございしますので、埋め立てを担当する業者と、その点につきましては十分懇談を重ねたい所存でございします。

大協和の進出について、さらに東のほうに寄ったところの一区よりも二区がよいのではないかというお話でございますが、ただいまのところスポンサーというものがあれば全部の工事をする予定になっておりますが、二区だけを先にするとすることにはまいりませんので、どうしても一区から工事をするということでございますので、これは技術的にも一区よりはじめなければ、護岸の問題であるとか、あるいはそこへ山土を運ぶ場合のところの公共道路の問題等もございしますので、やはり一区から工事をしなければ二区の工事はできないということをご説明申し上げます。

ただきたいと思えます。

ちよっと私、ほかの問題を公室長に尋ねておりましたので、漁業補償等の問題につきまして聞き忘れておりましたので申しわけございませんが、この点につきましてお答えさせていただきます。

漁業補償につきましては、何も八幡製鉄と限ったわけではございませんので、あの地先、四日市地先の海面埋め立てについて補償をいたしておると、私は理解をいたしております。

基本法がさらに充実されて、いろいろの附則も整備された段階ですればよいのではないかといいことでございますが、たとえば環境基準の設定にいたしましたも、これはたいへん困難な問題でございます。今後何年かかるかわからないというのが実際の実情でございますので、このようなことはやはり今後いろいろのケースを参酌して決められるべき問題ではなからうかと考えます。

それから、このたとえば大協和の問題にいたしましても、操業が四十六年のはじめということになりますと、現在埋め立てを開始しなければ、埋め立ての土地が造成できないという事情がございますので、私は三月の八日にも繰り返し埋め立てについてのご承認について皆さんにご了承を賜るようにお話し申し上げた次才でございます。

○議長（日比義平君） 大島議員。

「大島武雄君登壇」

○大島武雄君 ただいまお答えをいただきましたが、地元の要望があればそれから出かけて行って話をするというようなことでは、これはほんとうに三月におきましても、やはり地元とよく話し合いをして進めていくと、こういうような積極的なお話も市長からあったわけでありましたが、この点については非常に私は前会と今会の場合においては、大いに相違があるということでございます。

やはり一つのことを進めるにいたしましても、机上、あるいはごく一部の人のたのことで決定をしては、大いに誤りも生じてくる場合もある。したがって、地元と、この具体化された今日におきましては、少なくとも何回か話し合いを進めて、そしていくべきであると、このように考えておるわけでありまして、

これからも、このどのような結論になるかわかりませんが、こちらからですね、積極的に働きかけて話し合いを進めていくご意思があるかないか、この点をお尋ねしておきたいと思えます。

それから、協定書の問題でございますが、調印はしてないけれども約束はしてあるということでございます。このとおり必ず実行できるかどうか、この点を明確にこの議場においてお答えをお願いしたいと思います。調印はしてあります。

さらに、進出する大協和石油化学の工場がこの協定書に調印できれば、既設の少なくとも大協和石油化学工場がこの調印にできると思う。進出のみじやなくて、既設の大協和の工場にもできるのではないかと、このようにも考えるわけでありまして。さらに関連して、それぞれ現在四日市市におきましての関係の企業も、実際に公害がないとこのように公言をしている以上、この協定書は結べるのではないかと、このようにも考えるわけでありまして。それが結べないとなると、やはり公害をわが工場にも出しておるんだと、このような考え方を取ってもいいんじゃないかと、このように思えます。

そういう観点から、さらにこの他の企業に対する協定書を早急にこれは話しかけていくべきである。また、必ず実現すべき方向にもっていくのが、市長としてのやはり市民を守る大きな一つの段階としてそれが実践されていると、こういうふうに考えるわけでありまして。この点についてさらにお尋ねを、そういう決心があるかないかお尋ねをするわけでありまして。

それから、先ほど市長が申されましたが、やはり市長の考え方としては、企業の繁栄することが即四日市市の繁栄

であり、それに伴って人命尊重、あるいは生活環境を改善していくと、こういうような基本的な考え方だろうと思うんですが、この点については、やはり何といてもある患者のいわく、人命尊重の政治がしていただきたい、こういう強いお話もございました。したがって、私もがこの政治に携わる以上は、何といてもわれわれの生命が守られたその基本的な上に立ってのいろいろな、技術的な問題だろうと思うわけです。この点について、もう一度市長の考えをお伺いしたいわけですが、やはり先ほどお話になりました昭和四十六年に大協和石油化学が操業するということを基本にしたいいろんなことでありますが、そうでなくて、あくまでもこの急ぐ理由については、私はよく承知できないところでありますけれども、何といてもやはり生命を尊重するという基本的な立場に立って、そして政治を行なっていくべきがほんとうであろう、このように思うわけです。この昭和四十六年に操業やるということについて、わかっている範囲お尋ねをしたいわけです。なぜそんなに急ぐのか、しばらくの間、それが待たないのか、この点についての市長の承知している分だけお答えを願いたい。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 大島議員の質問にお答えいたします。

地元との話し合いの点でございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、私も過去六カ月にわたりまして各地区といろいろご懇談をさせていただいたわけでございますが、ご要望があれば出向いて話をさせていただきたいというところでございます。

調印につきましては、先ほどお約束申し上げたとおりに実施をいたします。

既設の工場への適用につきましては、この点につきましても先ほど申し上げたとおりでございます。そのとおりで

ございます。

発生源対策につきましては、さらにこれを強化させていただきたいと、そういうような考えでございます。

生活環境の保全、先ほど人命の尊重と申されましたが、人命の尊重につきましては、議長のお説のとおり、だれでもまあ火炎びんを投げついたり、人を殺したりするようなのは、ほんとうの狂人とかそういう精神病者でございます。人命の尊重ということはだれでも大切に考えとるわけでございますが、ここにいわれておりますところの人命尊重ということは、すなわち生活環境の保全の問題でございますので、生活環境の保全ということは、日本の都市、ことに四日市にとっては重要な問題でございますので、この点につきましては、お説のとおり努力をいたすつもりでございます。

大協和化学の既存の工場に適用したらどうかというお説でございますが、そのように拝聴いたしましたのでございますが、。大協和化学工場が四十六年までなぜ待てないのかというお話でございますが、この点につきましては、先ほど申し上げましたように、大島議員の質問にお答えさせていただきましたように、四日市市としての工業配置の根本的な立地条件を検討する段階にきておるとお話し上げたとおりでございます。現在のところでは、現在のとこで拡充することでもできませんし、現在当面いたしておりますところの規模の経済、あるいは技術革新にも即応できないということでございますので、われわれはそういう強い会社の要望を聞いて、それではこのような立地条件に立地をしてもらいたいとそうして同時に公害というものを解決してもらいたいという考え方で、私は四十六年操業という話を申し上げとるわけでございます。（大島武雄君「協定書、既設の工場に対してできるかどうか」と呼ぶ）

それは、既存の工場に適用されたと同じ考え方でございます。しかしながら、いまだにブタノール等の悪臭もございいますので、これらの点につきましては、衛生部等から絶えず発生源対策というものを申し入れておるわけござい

ます。

○議長（日比義平君） 山本議員。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 あやまちは、二度と起こしてはなりませんし、正すことをちゅうちよしてはならぬと思います。埋め立て問題もいよいよ最後の審議だと、私は考えております。四月あの選挙で、私たちはおそらくこの四十四名のすべて議員の方々は、四日市の市民の方々に公害をなくしたいということを公約されてきたはずでございます。私もその一員として、せっかくまた議席を得ているわけでありまして。

そういう意味で、新しい感覚の場で、この議会での埋め立て問題を審議するのが当然ではないかと思っております。そこで、いろいろ質問したいわけでありまして、若干いままでの各議員とも質問が多く出されておりますので、重複する点は省略をして、具体的に二、三点について質問をしたいと思っております。

埋め立てをして、大協和が新しい施設をつくることでもありますけれども、エチレンが年間二十万トン製造される、こういうことです。二十万トンのエチレンを製造するには、どれだけのナフサが要るのか。そのナフサの供給源はどこに求めるのかお尋ねをしたい。

あわせて、三十八万坪（約百二十五万四千平方メートル）に及ぶ広大な敷地に施設がつけられるわけです。多くの電力が必要だと考えられますが、この埋め立て地につくられる施設で消費される電力の供給源もどこになるのか、あわせて現在の四日市火力、あるいは三重火力その他の施設から送られてくる電力だけで間に合うか合わないのか、お尋ねをしたいと思います。

ついで、前の四名の方々も質問されておりましたが、私の考え方も大島議員の考え方と同じで、公害基本法が制定をされ、関係法がいま審議制定をされつつある段階で、この埋め立てをすべきではないという私は考え方を持っております。そこで、お尋ねをしたいんですけれども、この公害基本法に基づく環境基準を決める、あるいは住民の救済を決める、いわゆる住民の健康を守るための関係法が一体いつごろできるのか。もしおわかりでしたら、お答えを願いたいと思っております。

それともう一つ、これは若干重複いたしますが、人間尊重の問題が出ています。市長のご答弁を聞いておりますと人間尊重たしかにそのとおりで、そのために幾多の努力をされるように発言をされておりますが、いま四日市が当面しているこの時期というのは、私は企業をとるか、人の命を守るこのことをとるか、どちらかをとることについていま決定をしなければ、態度をはっきりしなければならぬ時期だと思っております。経済の発展と自分の健康を守るといふことは、両立させるために努力をするという段階は、私はすでにこの四日市においては過去の問題であって、いまはどちらをとるかはっきりと見きわめなければならぬ時期にきていると思っております。

そういう意味で、市長のいままで各議員が質問された以上の態度表明というのを、お願いを私としては聞きたいわけでございます。

なお、最後になりますが、たいへん具体的な問題です。三月議会でしたか、霞ヶ浦を埋め立てて新しい石油関係の工場がまいると、新しい公害で住民が再び苦しい目に会うのではないか、そこで地元の住民として納得をするためには、ひとつ関係工場のそれぞれの責任者が一番地元として心配をされておる地域に住んでもらいたい、そういう意見があるということをお断り議員のほうから出されました。そのときの市長の答弁では、土地をあっせんしてくれるならば住まわしてみせましょう、こういうことでございましたが、一体その土地の価格というのは具体的にいくらぐらいなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

大協和石油化学の一年生産が二十万トンでございますことは、新聞等によっても報道されておりますが、現在全国的にみまして石油化学の原料でございますところのナフサというものは、たいへん不足をいたしております。現在四日市の三菱油化においても三万トンの不足が生じておるといことが、新聞に報道されておるとおりでございます。これはナフサをつくるよりも自動車等のガソリンで売ったほうが、倍も利益があるといことでございます。半粗製ガソリンにして売るよりも、精製ガソリンにして売ったほうがはるかに利益があるといことでございます。半分以下のナフサをつくるよりも、ガソリンをつくるというのが現在の情勢でございます。したがって、このエチレンの原料でありますところのナフサの供給というものが、非常に困難であるといことは明らかでございます。最近承認されようといたしてありますところの九州の鶴崎油化、昭和電工の会社の系列の会社におきましても、三十万トンの認可に対して十二万トンで出発するとか、あるいは千葉県の各石油化学におきましても、三十万トン目標が十万トン、あるいは十五万トンで出発しなければ原料が間に合わないというのが現状でございます。

大協和のエチレンは、ナフサを川崎等から運んでくると、大協からいただいで足りない分は、川崎から運んでくるというように私は拝聴いたしております。

さらに、この電力につきましましては、三重県で発電されております電力量は、ただいま百五十万キロワットアワーでございます。しかしながら、三重県で消費されまるところの電力量は五十万キロワットアワーでございます。そのうち四日市で消費されますものが三十五万キロワットアワーでございます。したがって、三重県で消費されまるところの電力量を引きましても、百十五万キロワットアワーというほとんど大部分がよその県に売られておるといのが現状でございます。電力につきましましては、中部電力のほうでも十分余っておりますのが現状でございます。

中部電力全体といたしましても、現在百万キロワットアワー余っておりますことを、中部電力の責任者から拝聴いたしておる次第でございます。

才三番目の、環境基準を決めるとか、あるいは住民の健康を守るような付随の法律がいつできるのかという点でございますが、この点につきましては、私は去る二十五日でしたか厚生省の環境衛生局長並びにこのたび新しくできましたところの公害部長武藤さんにもお目にかかりまして、これらの基準がはやくできますようにという要望をいたしましたわけでございますが、この諸法律がいつできるかといことは、まだ明言できないということが厚生省等の関係者のお話でございます。

才三番目に、人間の尊重でございますが、私は四日市の将来というものを考えて、四日市の都市というものがやはりあくまでも工業都市であり、港湾都市であるという事実には、私は将来とも変わりがないのではないかと考えます。この工業都市、港湾都市という条件を除いたならば四日市市はもう単なるつまらぬ町工場の私は町になるのではないかと考えるわけでございまして、やはり将来はやっぱり工業都市、港湾都市として発展さす、このようにして生きていかなければならない。したがって、この工業都市、港湾都市としての都市環境を整備していくということがとりもなおさず人間の尊厳の姿勢につながるのではないかと思つて、私は努力しておる次第でございます。

工場関係者の住居の問題につきましては、土地の価格はどれくらいならばよいのかという点でございますが、そこまでは私は具体的には考えておりませんので、従来一例を申し上げますと、三菱化成は従来は曙町に社宅がございまして、また石原産業は石原産業の工場の西南のところに一群の社宅がございまして、ことに三菱化成の工場長は曙町

にほん最近まで住んでみえましたが、いずれの地区も伊勢湾台風ですっかり住宅がこわれ、石原町のごときは大ぜいの死傷者を出したというような事情がございまして、少しでも土地の安いところをとるので、松本であるとか、あるいは小古曾であるとかそういうところへ移られたわけでございます。やはり土地が安いということが、その当時には才一において考えられ、また伊勢湾台風というような自然災害に対して強い場所をとというのが才一に選ばれたのではないかと考えるわけでございまして、具体的にはやはり少なくとも七、八千円以下の土地であるのではないかと、私は考える次才でございます。

○議長（日比義平君） 山本勝君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 ナフサの供給源については、市長の口からは四日市では不足をいたしておるので、川崎方面からくるんではないかと、こういうことでございます。たしかに二十万トンのエチレンをつくるに對しては、相当のナフサを必要とするわけです。したがって、確認をしておきたいんですけれども、ここでナフサが不足するから、現状の四日市の施設で施設を増強してナフサをこれ以上に製造をする、こういうことにならないだろうと私は判断をするわけですが、この点についての明確な答弁をお願いしたいと思います。

電力の問題について、若干質問の内容説明が不十分でございましたので、私の期待しておった答弁が得られなかったわけがありますが、ぼう大な埋め立て地にぼう大な施設がつくられるわけです。ぼう大な電力を必要とするわけです。で、たとえばいまの四日市火力、あるいは三重火力では、いまの施設で精一ぱいの稼働してないということで、いわゆる需要量に応じてその放電量を操作をいたしております。埋め立て地にできる施設でぼう大な電力を必要とすることになれば、それだけの送電を行なわなければならぬわけです。いわゆるそれだけ重油をたくさんたいて、電力

を送らなければならないということになると思います。その点について、どういう形になってあらわれるか、あらためて質問をしたいと思います。

それから、基本法の問題については、再質問はやめたいと思っておりますが、若干この場で説明の趣旨を再度申し述べておきたいと思っております。

関係法がいつできるかどうかということもありますが、問題は、この関係法の中で直接住民に関係をするあらゆる面での環境、あるいは救済等の問題が制定されるわけです。それがどういう内容で制定されるかということが、いま私たちが一番心配する点であるわけです。したがってそういう心配をして、十分に私たちが納得理解できるような関係法ができるのを期待している段階ですので、いつごろできるかということも問題でありますし、その法ができるまでは、この埋め立ての問題についても中止をしたらいいんじゃないかと、こういう考え方から先ほどの質問しましたので、あらためて申し上げておきたいと思っております。

土地の問題については、非常に消極的な答弁であつたわけですが、土地の問題で私たちは云々をするんじゃないかと、政治姿勢の問題として土地をあっせんをしたらそこへ住まわしてみせる、住むことだけが能くなくて、そういう心配のない、いわゆる住民が、地元の人々が納得のいけるようなそういう措置というのを、具体的に出して納得のいけるようにしてもらいたいということが、私たちの質問の趣旨であつたわけです。その点をご指摘をして、先ほどの電力の問題についてのみ再度質問をしておきたいと思っております。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 電力の点につきまして、ご説明申し上げます。

先ほどご説明いたしましたように、三重県の需要量五十万キロワットアワーのうち、四日市市で消費されるものが三十五万キロワットアワーでございます。しかしながら、あの火力発電所は、午起の火力発電所は六十六万キロワットアワーの発電能力がございますので、そのようなご心配はいららないのではないかと考えます。(山本勝君「電力を送ればよけいガスが出るということや」と呼ぶ)

六十六万キロワットアワーを発電しとるわけですが、現在は、「議長」と呼ぶ者、その他発言する者あり)

○議長(日比義平君) 山本勝君。

〔山本勝君〕

○山本勝君 ナフサの問題と電力の問題について、もう一度質問をします。

先ほどの市長の答弁では、ナフサは川崎から持ってくる、四日市では不足をいたしておるので、よそから持ってくるということを答弁されたわけです。したがって、大協和で二十万トンのエチレンを製造するためには、約八十万トンのナフサが必要になるのではないかと私たちは考えるわけです。したがって、その不足をするナフサを四日市でつくるのではなくって、よそから持ってくるということを先ほどの市長の答弁ではよそから持ってくるということを言っておりますので、その点を明確にここでしていただきたい、こういうことです。

あわせて、電力の問題は、たとえば四日市火力は六十六万キロワットアワーの能力を持っております。いまそれがフル操業をして送電をしておるかといえますと、そうじゃないはずで、三重火力にいたしましたとしても、フル操業をいたしておりません。したがって、埋め立て地で消費をする電力を送る場合、よそから持ってくることもあるかもわかりませんが、地元で発電装置がある以上は、地元でその発電を行なうはずで、

したがって、六十六万キロワットアワーのその装置をフルに動かすとなれば、それだけ重油をたくさん、亜硫

酸ガスがそれだけ余分に出る、こういうことになると思います。その点についての市長の答弁をお願いをしたい、こういうことを言っとるわけです。(傍聴席で拍手する者あり)

○議長(日比義平君) この際、本日の会議時間は議事の都合により午後十時まで、これを延長いたします。

市長

〔市長(九鬼喜久男君)登壇〕

○市長(九鬼喜久男君) 四日市市の製油施設の点でございますが、足りない分は私は川崎から持ってくるということとを会社の関係者から伺っているわけでございます。しかしながら、大協石油はただいま十万バレルの施設増強を通産省に申請をいたしております。したがって、その能力がもしも認められるとすれば、大協においてそれだけの分は、大協和に対して供給することができないかと考えますが、製油会社としては石油化学にナフサを売るのは非常に損であるというのがいまの状況でございますので、私はそれらの点につきましてはさらに詳細な勉強をしたいと考えております。

なお、大協石油の施設につきましては、ただいま三滝川の中に集合煙突、あるいは拡散煙突を建設中でございますが、さらに午起の新しい工場のほうにも百十メーターの煙突を来年度建設をいたして、さらに拡散効果を高めたいということは大協の専務が約束をいたしております。

電力事情につきましては、知多火力等が四百万キロワットアワーという計画を持っております。一基五十万キロワットアワーのような大きな発電機を据えつけるとの現状でございますので、電力供給につきましては、やはり大きな規模にしたがって発電をするというのが当節の経済情勢でございますので、すでに休止になっておりますところの四日市火力というような七万五千キロワットアワーのような小さな火力発電所は、将来はおそらくやもう予備的なものに

なるのではないかと考えられますので、私は四日市でそのようなことはさらに火力設備を増設しない限り、そういうおそれはないのではないかと考えます。

○議長（日比義平君） 山本勝君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 ナフサの問題について、いま答弁がありました。大協が新しい施設をつくって、いわゆる十万バレルの施設をいま申請中だということです。精製の工程から、また新しい亜硫酸ガスができる施設をつくってるといふことです。

いろいろこの対策書、いわゆる協定書を大協以外の会社にも適用したらどうか、こういう問題も提起をされているときに、埋め立て地につくる一運工場におけるそのナフサを、また四日市でつくる、こういうことで、また新しい公害の発生源となる施設がつけられることとなります。（傍聴席で拍手する者あり）したがって、お尋ねいたしますこの大協がいま申請をしておる十万バレルの施設は、施設から公害が、いわゆる市民の心配をいたしております亜硫酸ガスが出ないような装置をどのようにしておるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（日比義平君） 暫時、休憩をいたします。

午後五時五十分休憩

午後六時五十五分再開

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 先ほどの山本議員のご質問に、お答えを申し上げます。

大協石油の十万バレル増設の申請につきましては、半年前からの新聞に数回にわたって記載されたと承知しておりますが、これはもとより通産省に認可を申請する段階で、いろいろ国の許認可の問題もあろうかと思えます。われわれは、したがってそういうことに対しても強く発生源対策を大協と化学に適用された公害対策の協定書の趣旨を生かす意味において、発生源対策をさらに強化されるよう強く要望、その段階においてはしたい、考えておるわけでございます。

また、計画におきましては、四十三年度に五十億円をかけて脱硫装置をするということは、大協石油において決定しておりますので、こういうようないろいろの設備、あるいはやり方等と関連いたしましたして、四日市市もこの十万バレルの通産省の認可の段階では、市に対してもその承認方の申し入れがございますので、そのときにさらに深く検討させていただきたいと考えておる次第でございます。

電力供給につきましては、先ほど谷沢公室長に伺うところによりますと、大協と化学では四万キロワットアワーの電力を消費するそうですが、四日市市の六十六万キロワットアワーという発電能力で十分まかなうことができますので、大協と化学のためにさらに重油をたくということは、ないのではないかと考えます。

この二点のご質問であったかと思いますが、以上お答え申し上げます。

○議長（日比義平君） 生川議員。

〔生川平蔵君登壇〕

○生川平蔵君 本日の議題は、霞ヶ浦公有水面の埋め立てについての問題であります。各議員から質疑応答がござい

ましたので、私は地元民の感情問題をいささか申し述べて市長に答弁を求めたいと思うのであります。

今回の議会の解散前に前議員が二月の十八日の全員協議会において議決され、三月の本会議でこの埋め立て問題が決議されておるといふことは、私は議会に参画しておりませんので、詳細、詳しいことはわかりませんが、いささか地元の感情問題、これについて市長のご答弁をお願いしたいと思うのであります。

今回、大協和石油工場を霞ヶ浦の前面に四十万坪（約百三十二万平方メートル）の場所に誘致するという事は石油精製工場、現在のの大協和石油化学の工場が公害を出しているのかどうかということにあると思うのであります。私その点市長に現在のの大協和石油が公害を出しているのかどうかということ、このこと才一問でございます。

才二問といたしましては、前議員が申したとおり公害基本法の完全法案が出るまで、この埋め立てをもう少し延ばしてはどうか。前の議員も質問があったと思うんですが、その点がいまいでございまして、その点はっきりとご答弁をお願いいたします。

四日市は、公害という二字によって全国的に悪名を残し、その名は有名になったのであります。この悪名は単に悪口をいっておるのではなく、市民の世論であることを忘れてはならないと思うのであります。市が工場を誘致して、発展すればその影に公害が続出する。認定患者が年々増加することは、前議員が言われたとおりでございますので、私が新しく言うまでもございませんが、海岸線に、霞ヶ浦に大工場を誘致することになりますると、富洲原富田、羽津この三地区は非常なる関心をもって、塩浜のような公害にさらされるんではないかという不安と心配をしておる現状であります。本日もこの問題について、議会がどのようになされていくかということで、暑い中、傍聴者が多く来られたということは、市長はこの点、地元市民の熱心な、また非常な不安をどういうふうにご答弁を申し、これをもう少し地元の感情をゆるめて、しばらくの間、埋め立てを延期する気はないか、その点重ねてご質問を申し上げます。

上げます。

現在塩浜方面並びに午起海岸線一帯、並びに市の中心部は亜硫酸ガスによって公害患者が続出しておるような現状で、才一コンビナート、才二コンビナート、才三コンビナートをいま建設されようとしておりますが、この点、非常に霞ヶ浦の埋め立てによって塩浜、午起のようになるのではないかとということで、非常に地元民は心配をしておるような現状でございますので、その地元民の感情をもう少し考えてもらいたいと思っております。公害患者の数が年々ふえてまいりますので、その点われわれといたしましても、非常に憂慮せねばならぬと思うんでございますが才三コンビナートを建設するに至りましても、公害患者の数が年々減少して、十年後にはほとんどこれがなくなるといふ見通しがあるのかどうか。その点明確なるご答弁をいただきたい。

いろいろと前議員が質問もありますので、重ねて質問はいたしません、重複いたしますのでやめますが、その点市長の明確なる答弁と、いま反対演説はやめて討論であるからということで、私は反対は申しませんが、その点十分に考えて市長は答弁をいただきたい。

以上、質問申し上げます。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの生川議員のご質問にお答えいたします。

大協和石油の現工場の公害の程度はどうかという点でございますが、ただいまこの工場はブタノールだとカセットンというような溶剤を中心といたしまして、稼働いたしております。あすこのところを通りますと若干のにおいのする日がございますが、定期修理、あるいは故障時等に過去においても悪臭が流れたという事実がございます。

また、騒音、震動がございましたので、苦情もございましたが、それは設備の改善で騒音、震動については解決をいたしております。

また、ボイラーの煙突が四十メートルの煙突がございますが、これをただいま九十五メートルの煙突に計画変更いたしました。この大気汚染を防止するというのをただいまやっております。

ご承知のように、この大協和石油の現在の工場は、協和油化という会社に変更になりました。これは大協和石油とは別にブタノールだとかアセトンというような溶剤を中心にして協和発酵という会社が責任をもって経営されることになっておりますが、今後ともこの悪臭の出ないように、さらに強力に衛生部等を通じて努力をいたしたいと考えております。

公害基本関係の法令ができるまで埋め立ての時期を待たらないのではいかと、お話がございましたんですが、これにつきましては、先ほどからいろいろ大協和化学の規模であるとか、現在の業界の事情からみて大協和としては何としても公災害を解決すると同時に、経営の規模に達するような工場にしたいという強い希望を持っておりますので、その趣旨を生かすことが公災害に対してもさらに私は前進的な方法になるのではないかと。大協和化学等がつくられた当時におきましては、いささかも公害という問題に対して配慮をされずに、いろいろの設備がなされておりますので、どうしてもこれを完全なものにするためには、そうしてまた業界の情勢に応じていくためには、さらに大規模な、最低規模の能力に達するような設備にしなければなりませんので、その操業時期とからみ合わせたら、埋め立ての時期を本年、少なくとも七、八月中に着手にかからなければ間に合わないという事情がございますので、埋め立ての時期等につきましては、先ほどからご説明しておるとおりでございます。

さらにまた、この四日市市の石油化学というものは、これからできてまいりますところの茨木県の鹿島であるとかあるいは千葉県市原等を参考にいたしましたとしても、すでに四日市市の規模のものでは小規模化しつつあるというのが事実でございますし、そのような点からも、また適正な工場配置、公災害等に対する配慮から考えても四日市市の工業立地については、この段階では根本的に考え直す時期にきておるといことは、先ほど申し上げたとおりでございます。

地元民の感情を融和するということは、もとよりたいへん必要なことでございます。私は、本日も暑い中を大ぜいの市民の方々が議場に来て傍聴されとることは、市政の浸透につきまして不十分な点があったことをおわび申し上げる次第でございますが、われわれはすでに説明しておりますように、三月八日にこの公有水面の埋め立てにつきまして、議会の議決を賜わり、その後その議決に従っていろいろの作業を進めてまいりました。先ほどから申し上げておりますところの国の関係諸官省には、すでに十分な打ち合わせをし、四十一年度に引き続いて四十二年度も六億円という起債が認められとる段階でございますので、この埋め立ての事業をいまになって延期をすることについては、考えておりませんが、そのかわり先ほどから説明いたしておりますような公災害等に関連するところの協定書等については、さらに厳重なる態度をもって会社に臨みたいと考える次第でございます。

ちなみに、市内の亜硫酸ガスの濃度等につきましては、すでに六月の議会において四つの測定箇所における数字等を申し上げましたが、東京都庁前においても〇・二PPMから〇・二九PPMの回数が、年間三百五十六回出ておるといふ事実を見ても、私は何もこういふ数字があるから四日市をほっておいていいのだということは考えておりませんが、さらに四日市市の大気汚染につきましては、それがよくなるように努力をいたしたいと考えております。磯津等これまで非常に濃度の濃かったところが、現在では三分の一の程度に減っておるといふ事実を見ても、ただいま行なわれておりますところの拡散効果をはかるところの諸施設設備が関連いたしましたならば、さらに私はよい結果が

出てくるのではないかと考えておる次才でございます。

十年先の公害の見通し等につきましては、私が申し上げて適当なお答えができるかどうか分からない問題でございますが、いま業界で熱心に研究されておりますところの重油の脱硫研究であるとか、発電所におけるところの亜硫酸ガスの除去装置であるとか、あるいはまたミストコットレルに関連いたしますところの集じん機等の技術がさらに進みますために、私は十年先の公害というものは、いまより悪くなるということは、私はないと確信いたします。

○議長（日比義平君） 生川議員。

〔生川平蔵君登壇〕

○生川平蔵君 ただいま市長の答弁をいただきましたが、現在の大協和石油化学の工場がナフサよりエチレンを製造する工場であるから、亜硫酸ガスは出ないが、悪臭がたまたま出る。この点、悪臭とは何ぞやということにあると思うんでございますが、タマネギが腐ったようなあの悪臭、これはメルカプタンというものではないかと、私は考えるのでございますが、これが非常に市民の生活上困る、吐き気をもよおし食欲を減退するというようなことで、公害につながるものが非常に大であるというふうに考えるので、こんど埋め立てする大企業になる大協和石油が、相当なこの悪臭を放つのではないかと憂慮されるのでありますが、この点市長は出さないようにする、かように承るのであります。ところが、ときどきの悪臭よりも非常に現在でもあの午起方面は、大協和石油ができて塩浜のように困っておるというようなことを聞いておるが、その点もう一回ご答弁をいただきたい。

公害基本法の完全法案が出るまではどうして延期はできない、ということでございますが、いろいろと前の議員もその点質問があったと思うんでございますが、ここに地元感情というものが非常に大切である。政治は、地元の市民の世論をもとに行なうものであるということを、私は痛切に感ずるのであります。地元の意見なくして、これはどう

しても後に残る大きな感情問題ではなからうかと心配するものであります。その点市長は十分にお考えになって、霞ヶ浦埋め立てに伴う羽津、富田、富洲原の地元感情を十分に織り込んで考えるべきではなからうかと。そこに政治のあり方があると思うのでございますので、十分その点考えをいただきたい。

十年先に塩浜、午起方面の公害がなくなるような見通しはないかという質問に、いまよりも市長はひどくならないと思う。私は十年先にはすべての機械設備をし、改造して絶対に公害患者がなくなることを念願する一人でありまして、いまよりもひどくならないというふうなことであれば、公害患者はますますふえるというふうには私は受け取るのではありません。塩浜方面の公害認定患者は、ご存じのとおり非常に苦んでおるのでございますので、一日も早くこの公害患者を出さないように市長は考えて、設備の改善、もちろん都市改造の問題、いろんな面に政治的に動かれて、まず霞ヶ浦の埋め立て問題よりも、私は塩浜、午起の公害からまず救済すべきであると思うのでございます。

その点、これからできる工場は出るかわかりませんが、現在公害患者が出ておるそれを救済すべきであると、私は痛切に感じますので、その点強く市長に要望して地元感情を十分に織り込んで考えていただきたい、かように要望して私の質問を終わります。（傍聴席で拍手する者あり）

○議長（日比義平君） 松島議員。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 重複する点もあると思いますが、先ほど公明党の大島議員が質問しましたことに対して、突っ込んで私は再度質問したいのでございます。

いま生川議員からも埋め立ての時期を延ばしてはどうかと、このことについては市長の答弁がありました。この間、議長は皆さまの各会派の意見をもって、国会議員へ四日市の公害問題のことについて陳情をしているはずで

どうぞ四日市は公害がえらいんだから何とかしてくださいといっているわけです。こちらではその公害の工場を誘致している。私はこの矛盾に対してどう解釈するのか。いま市長はこの答弁がありました。その矛盾を私は感じております。だから、理由としてはこの時期に早々やるよりも、しばらくの間埋め立ての時期を延ばせと主張するのであります。(傍聴席で拍手する者あり)

その次に、いまの市長がこの公害の埋め立て事業を実施するならば、私は一つ要望したいのは、こんどこのような四日市におきまして公害防止対策案というものができました。これは、いまの国会で通つるよりも公室長からも説明がありました。細部にわたっての詳しい規定が設けられております。だから、あの国で通つた基本法よりももうひとつ奥へ突っ込んだこの規定になっております。その規定は、これは私は四日市全部の工場に対する規定にしていただきたい。だから、この規定がこの工場だけの、誘致だけの規定であつたならば、何か私はここに疑うところがあるわけでございます。市長がほんとうに公害のことに真剣に取り組まれるならば、この公害の防止対策を四日市の条例までもち上げて、そうして四日市の条例にここまで決まったから、おまえんところの工場もこうだよと、こういうふうな私は言っていただいたいと思うんです。

いま、各工場で公害問題で一番望んでいるのは、このいまのある工場に対する規定がないわけなんです。この規定ができましたから、これにもまだ不備な点がありますが、これを市長は四日市の一つの条例として、四日市独自の条例として、そうしてこれをつくり上げてから、私はこんどの四日市のいまの埋め立てをしていただきたいということを要望するのであります。

だから、これに対して山本議員の質問の答弁がございましたが、善処します、考えていきますじやなくして、きょうは私は、市長がこれから先へつくと、この答弁を私はほしんです。

その次に、市長がいままでいろいろ話しておられましたが、人命尊重と、あるいは企業を發展さすという両輪とご言われましたが、大島議員もこれを叫んでおります。まず人命の尊重が先です。その次に企業がなければ、私はいけません。だから、いまの市長の最後の答弁では、企業が先で人命が後だ、私はそうしかあの説明が取れません。だから、ここでほんとうに公害の防止策というものは、企業を守るために公害策を設けるのはございません。人命を守るための公害基本法ですから、どうか市長はこのたびこの事業をかがるまでについて、四日市の条例としてこれを制定した上で、私はこの埋め立てを執行していただきたいと思います。その答弁だけをお願いいたします。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○議長(日比義平君) 傍聴の皆さまに先ほどもお願い申し上げましたように、拍手等も禁止されておりますので、ご協力をお願いいたします。

市長。

〔市長(九鬼喜久男君)登壇〕

○市長(九鬼喜久男君) ただいまの松島議員のご質問にお答えいたします。

埋め立ての時期等につきましては、先ほどからたびたび申し上げたとおりでございます。ここで再び申し上げる必要はないかと思ひます。

公害防止協定書の一般への適用については、そのような適用をただいまのところ考えておらないと申し上げたとおりでございます。そのかわり、現在進められておるような公害防止対策をさらに強化するような方向で進みたいと。そうして、埋め立て地に進出する工場については、このような公害防止の協定の趣旨でやるのだから、企業もこの趣旨を生かして努力をしてもらいたいということを要望するつもりでおります。それは、六月の議会においてもお答え

したとおりでございます。

四日市の条例をつくる必要はないと、私は考えております。これは、公害等の防止に関する主管長は、県知事でございます。市長並びに市には、このような権限がございません。幸い県に公害防止条例というものができたものでございますから、さらに屋上屋を架するような市の条例をつくる必要はありません。私は、この県の公害防止条例並びに国の公害基本法に従って四日市市の公害の施策を進めていけばいいのではないかと考えております。

人命並びに経済が先かという議論に対しては、私も松島議員と全く見解は同一でございます。

○議長（日比義平君） 松島議員。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 ただいま市長から答弁いただきましたが、それならばこんどの工場誘致に対して、私はこの規定は要らないと思います。なぜこんな工場を誘致するだけに公害防止協定書が私はずらなければならぬのか。それだったら県の方針どおりやるんならば、こんどの工場にでもこれだけの規定はいらぬかと思っております。なぜかという、いまの場合はこの公害防止協定書にこれだけの規定があるんだから、どうぞみな認めようという私は精神だと思っております。

だから、その点に対していまの市長の言われるならば、こういうような協定書はつくらなくて、私はこんどの事件にもよかったんじゃないかと思っております。

意見としては、以上です。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ちよつとふえんをさしていただいときます。

公害防止協定書をつくる必要がなかったんではないかというお話でございますが、われわれは去年の六月ごろから半年間にわたって地元の方々といろいろとお話を申し上げてきたわけでございますが、その地元の人々との話し合いの過程において、この協定書並びに覚え書きというふうなものができたわけでございまして、私はこの協定書、覚え書き等は地元民の意向を体してこれができたわけでございますので、それだけに地元民の意向を生かすという意味において、私はこの協定書並びに覚え書きを、進出して来る工場に対してこれを適用したいと考えるわけでございます。

なお、公害基本法では、きわめて不十分なものでございます。この公害防止対策書によりますと、いろいろの、この亜硫酸ガスの濃度等についても会社が約束をいたしておりますので、そのとおりいたしましたならば、公害基本法においてできないことがたくさんできるのでございますから、その公害防止対策書をもう一度お読みいただきますようにお願いいたします。

○議長（日比義平君） 宮田議員。

〔宮田勇君登壇〕

○宮田勇君 私は、このたび新しく市議会に出てきた者でございますが、もちろん霞ヶ浦問題については、何もわかりませんのでございますから、市長にその点をお尋ねしたいと思っております。

霞ヶ浦埋め立ては、石油化学工場誘致問題は、公害都市四日市にさらに公害を拡大するように思われるのであります。北部住民が自分の健康、生命にかかわる問題として反対をいたしましたして、陳情並びに請願を出して、それ以来反対を続けてきたのでありますが、去る二月十八日の議会の全員協議会で、市長が抜き差しならぬ立場を説明して、

了解を取りつけて北部住民の反対の声を無視して、議会の全員協議会で、本会議におきましてわずか二分の本会議でこのことを採決をするということは、私はこの問題について絶対に賛成はできないのであります。

こうした市民の反対の意思を無視してまで議会の採決を得て、何がために霞ヶ浦に石油コンビナートの工場を誘致せねばならないかということ、市長のご答弁をお願いしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（日比義平君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 宮田議員の質問にお答えをいたします。

先ほどからご説明さしていただいておりますように、われわれは昨年来、この富洲原、富田、羽津等の地区につきましては、夜おそくまでたびたびこの諸計画につきまして説明をさせていただいた次でございますが、先ほどから申し上げておりますように、この四日市の企業立地というものが、適切なものであったかどうかという点は都市改造をしなければならぬとか、あるいは公害災害に対して十分であるかどうかという点が、非常に心配される事実を見、またそういう公害が起こるとどういふ事実を見ても、四日市の工場を配置するところの都市計画というものが、また企業の誘致計画というものが、非常に不適切であったということは考えられると思えます。しかしながら、その当時においては、公害ということも十分認識せられておらない事情がございます。国におきましても、また県市におきましても、また地元民の皆さんにおいても、また企業におきましても、このような規模の経済に即応したところの社会悪が生じてくるという認識が、なかったのではないかと考えます。

過去の渡良瀬川における銅の悪排水によるところの農業関係の幾多の公害の事例がございますが、そのようなもの

と違う大気汚染というような形の公害というものは、考えられなかったときにこの企業立地が進められたというところに、私は四日市の悲劇が芽ばえておったのではないかと考えます。

したがって、これからの企業立地等につきましては、先ほどから申し上げておりますように規模の経済、技術革新に応じたところの用地を造成してやらなければ、港湾都市としての、また工業都市としての存立を期し得ないという事実は、先ほどから申し上げましたとおりでございます。この事例は最近非常に発展をいたしておりますところの千葉県の海岸が四千万坪（約一億三千万平方メートル）を埋め立てようとしており、しかも市原市だけでも七万の人口の市原市だけでもすでに六百五十万坪（約二千四百五十万平方メートル）の土地を造成して、これをやっておるといふ事実を見ましても、また、名古屋南部から北のほうにかけて半田から碧南等の海岸線の埋め立ての事情、あるいはまた大阪府堺市におけるところの工業用地の造成、あるいは倉敷の水島の海岸、あるいは先ほどからお話がありましたところの鶴崎、あるいは徳島等の海岸を見ましても、いずれも数百万坪という広い用地を造成してここに企業を進出させて公害を防止しようという対策が取られております。

したがって、発生源対策と患者対策というものは、さらに強化をしなければなりません。私は企業立地というものを根本的に考えなければならぬときにきておるといふことが、私が先ほどからご説明しております。

○議長（日比義平君） 宮田議員。

〔宮田良一君登壇〕

○宮田良一君 ただいま市長のご答弁には、港湾の開発のために霞ヶ浦を埋め立てて石油コンビナートの誘致をするんだというご答弁がありました。私はいかに港湾の開発をなされようと、人間のからだ不在の政治は、人間尊重を

才一とする民主主義無視の政治であると思うのであります。(傍聴席で拍手する者あり) そうだから、私は市長の市政でなく市民の市政としてこの問題を考えていただきたいと思うのであります。

○議長(日比義平君) 市長。

〔市長(九鬼喜久男君)登壇〕

○市長(九鬼喜久男君) 港湾、工業都市を整備するという点だけを申し上げるわけではございませんので、四日市市はやはり何と申しましても港湾都市であり、工業都市であるという点に基本的に立脚いたしておりますので、港湾を充実し工業都市の環境を整備するということが、私は住民の福祉につながるものでなければならぬと、またそれであってこそ私は四日市市の将来の発展があるということを考えとるのでございまして、私は住民の福祉というものを無視してこういうことをしようと言っておるのではございませんので、先ほどから説明させていただきましたように、四日市市の過去の工業立地の形式から脱却して、新しい工業都市を整備して、環境整備をする必要があると、それがすなわち住民の福祉につながるということを申し上げておるのでございまして。

○議長(日比義平君) 小林哲夫議員。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 私、議長に一点だけ質問申し上げたいと思います。

私もこの四月に選出されてまいりましたのでございまして、実はこの問題につきましましては、いままでのいきさつを十分承知いたしております。特に三月八日に採決されるに至るまでの経過ということにつきましては、いろいろ仄聞はいたしておりますけれども、正確な判断材料を持っておりませんので、まことにおそれいりますが、三月の採決に至るまでの議会の審議経過をご説明願いたいと、かようにお願いする次第であります。

○議長(日比義平君) 三月の議会の議事録は、議員の皆さんにお手渡ししてございしますが、それを読んでいただいても、どの点がおわかりにならぬのか、お伺いしたいと思います。

議事録はお手元へ差し上げてございますので、どの点を……。

小林議員。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 実は、私も三月の議会の会議録は拝見いたしましたけれども、その採決に至るまでに、先ほど宮田議員もちょっと触れられておりましたように、その前に全員協議会などの審議があったようであります。その点の内容を承りたいと、かように考えとるわけであります。

○議長(日比義平君) 二月以降、先ほど来の皆さん方のご質問等々が十分取りかわされまして、あわせて協定書等もです、いろいろ研究をしてまいりました。その時点、いわゆる三月八日になりまして、いよいよ埋め立て事業を四日市港開発事業団に委託するという議決がなされたわけでございまして、それによりまして、事業団が先ほどご説明申し上げましたように県へ申請をした。したがって、本日おはかりしておるいわゆるオ三条の規定に基づいて管理者から意見を求めてまいりましたので、本日いろいろご意見を伺っておるというようなことなんですけれども、……わかりませんか。(発言する者あり)

他にご質疑ございませんか。

他にご質疑もございませんので、質疑を結びいたします。

暫時、休憩をいたします。

午後七時四十五分休憩

○議長（日比義平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日の会議時間は、議事の都合により午後十二時までこれを延長いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 革新クラブを代表しまして、反対の意見を申し述べます。

本会議開会以来、質疑を重ねておりますうちに、市長の顔色がだんだんと苦悩の色に満ちてまいりました。同僚議員の中にはやはり反対しなければならぬなあという顔色に、明るい顔色に変わってきたように思います。

それはなぜでありますか、やはり黒を白と言いくるめてみても、何としてもエチレンの生産の問題、あるいは協定費の効力の問題、あるいは電力の消費の問題等々明らかに公害が発生をし増大をしていくことが明らかになっ

たからであり、さらにこの一年間で百名を超える公害の認定患者が激増したことであり、いま四百名になんとなす認定患者が市民の間で呻吟をしているという事実であります。しかも、それがそれぞれの部門で努力をしているとはいいいながら、ますます公害の認定患者がふえていくというそのことは、もはやみずからの力でどうにもしようがない。つまり、政治の力によってしか解決できないところに追い込まれておりますこの問題に対して、行政効果が皆無である。何ら行政的な力が、効果があらわれてきていないということを知っているからであります。

いかにわれわれがどんな釈明を聞こうとも、良心のどこかに依然として暗い影を残しておりますのは、この公害の認定された患者であり、さらにそれが増大をしていくという見通しを持つからであります。しかも、四百名近い公害の認定された患者の中には、九才以下の子供たちが百四、五十名いるということも、さらに暗い影を残しているのであります。

先議会におきまして開発事業団に委託が決定されて以来、全く政治の力が行き届かないで無力であるというため、絶望してみずから命をたれた事実もあります。こんど埋め立ててくる工場には公害がないといえはいうほど、ますます絶望のふちにおとし入れられていくのであります。いまの患者が、それからこれからかかるかもわからなという関係地区でないところの市民もそのように力を入れられる市行政の方向に対して、われわれはもはや見捨てられていくのではないかという絶望感を、さらに一そう強く持つのは当然であります。

この意味からみましても、いま今日、市民感情にこたえ毎日の市民の暮らしを安らかにするために、われわれは埋め立て並びに石油関係工場の来ることに對して、反対せざるを得ないのであります。

事業団に委託して以来、最も大きな事情の変更がありましたことの一つは、質疑の中にも出てまいりました公害基本法の成立であります。市、議会、市民の意見を正しく代表せられました議長が、経済との調和の事項を削除せ

られ、ある程度長い間の努力、多くの市民の犠牲の上によりやく公害基本法が成立をみたのでありますが、さらに効果が上がってこれ以上、公害患者がふえない、公害の被害がなくなるというためには、環境の基準、あるいは救済の措置等々まだ関係法が整備せられなければなりません。そうしてその内容、その基準は、最も犠牲を受けたこの地元四日市が基準をつくり、そのことをこの法案の中に盛り込まなければならぬ仕事が残っておりますし、そのことをせずして公害基本法は、現在の法律では空文に等しいのであります。

その重要な段階にありますときに、また、当四日市がその中心にならなければならぬこのときに、明らかに公害があると思われる企業の新設に対して賛成をするということは、まさに九俣の功を一貫に虧くうらみがあるのであります。せっかくここまで多くの犠牲の上に積み立てられましたこの法律が、まさに四日市に役に立たないような効果のない法律になるおそれなきにしもあらずであります。

そういう意味におきましても、少なくとも関係諸法が四日市市の希望どおりつくられて、いよいよこれで四日市市に公害がないという時期になるまで、われわれはこの埋め立ての問題に対しては、態度をきめることは適当でないと考えている次第であります。

次に、いままでわれわれは、いろいろ発生源対策とか、あるいは都市改造など重要な問題、基本的な問題もありましたが、緊急措置としていま苦しんでいる市民の救済という点、その一点にしぼってがんばってまいったのであります。前市長のときにようやく医療費の負担ということが実現できました。

さらに、いま生活の補償の問題で再三要望しているのでありますが、この最低ぎりぎりのことさえもできなくて、発生源対策とか都市改造ができるはずはないという観点から、われわれはその論議を集中してきたのであります。この際、事ここに至りまして、われわれは抜本的な発生源対策を含めて公害対策を考えなければならぬ時期がきたと

思うのでありますが、われわれは企業に注文をつけて、企業の努力によってこの対策をやらすことを望みます。

しかしながら、お聞きするところによりますと、何十億という経費をつぎ込んで脱硫装置などをいたしましたときに、コストが高くなる、ある限度を越えた場合に消費者の上にかかってくるという事実も聞きました。そうしますとわれわれとしては何とか企業努力の上に国の支援、援助を求めるということでなければならぬと思います。原油の割り当てにおきましても、政府は行政指導をしております、硫黄分が多い、公害が発生するとわかりきっている原油を、政府が割り当てておるのであります。

そういう意味におきまして、政府にも責任があるわけでありまして、さらには、高度経済成長政策を政府がとってきた矛盾があらわれておるのでありますから、そういう意味におきましても、政策の上におきましても政府にも責任がある。

さらには、現重油関税と石油消費税が一年間に五千億の金が国庫に入っておりますのでありますし、さらには、四日市におきましても年間二百億の金が政府に入っております。われわれはこの政府の財源を引き出して、抜本的な対策をいまこそ企業も住民も市も一本になってやるべきであろうと思っております。

そのときに、われわれは、企業と市が、あるいは議会と市長と企業とがなれ合いでもって本問題を賛成をするという事は、国の財源を引き出すためにはきわめて不利であります。われわれが現地においてなれ合うことによって、抜本的な対策はおくらすことになるのであります。それぞれの立場を明確にして、それぞれの対立点をはっきり出して、そうして、向かうべき方向を政府の施策にもっていくことこそが、この一点によってわれわれは公害の抜本的な対策ができると思っております。

なるほど企業は企業で国に要請したのでありますし、われわれはわれわれで要請いたします。市長は市長で要請

したと思います。しかし、われわれは現地で、先ほど申しましたような手順によって、なれ合いではなくて、そういう形で一本になって、政府のほうへころげ込んでいる資金を導入することでなければならぬと思います。

そういう意味におきまして、なれ合いによってさらに抜本対策をおくらせるか、あるいはここで対立点を明確にして、一本になって抜本対策を国の力を借りて行なうかというのが、今日の賛成、反対の意義でもあるとも思いますが、われわれは、特にこんど関係します企業は、民族資本の企業であります。私どもは正しい愛国の心に燃えておりません。民族資本の企業であるからこそ、われわれは、われわれの注文も聞くであろうし、また企業の注文も聞くであろう。他の企業と違って、われわれはこの民族資本のこの企業の発展を祈ることについては、人後に落ちないものがあります。そういった意味におきまして、とりわけわれわれは近親感を持つこの企業の発展の最もいい抜本対策こそは、いまなれ合いでなくて反対することであり、一本になって政府の資金を導入することであると思います。

そういう意味において、私どもは本案に対して反対をするものであります。同僚各位のご賛同をお願いいたします。

終わります。

○議長（日比義平君） 矢田君。

〔矢田繁郎君登壇〕

○矢田繁郎君 自由クラブを代表いたしましたして、申し上げます。

ただいまの議長発議才五号について、すでに三月八日に議決され、いふなれば、すでに結婚式を終わっている、ただ今日、籍を入れるか入れないかの問題である。さいぜんまでの質疑内容を聞いても、さすがに、いや、先ほどまでの質疑の内容を聞いても……。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○議長（日比義平君） お静かに願います。

○矢田繁郎君（続） さすが常識ある議員、反対という意見は出てない。ただ延期のみを主張されている状態において、理事者は十分人命を尊重しているかと言っているのである。

議長の提案に賛成いたします。

○議長（日比義平君） 長谷川君。

〔長谷川鐸元君登壇〕

○長谷川鐸元君 私は公明党を代表いたしましたして、反対意見を申し上げたいと思っております。

本日の公有水面埋め立てについての議案につきましては、公有水面埋立法の才三条に基づいて行なわれておるわけですが、それにつきましては、早朝からいろいろと検討は尽くされていまに至っておる現状ではあります。私も皆さま方ご承知のように一年生議員であります関係上、三月の議会でもって事がきまった、それを具体化するに於いての意見というきょうの議題におきましては、残念ながら公害の危険性を含む事業を、今日、ただいまでは誘致していいか悪いかということは論外になっていくんじやないか、そのように心から残念に思っておる一人でございます。

しかし、一面から申し上げていきますと、四日市市議会といたしましても、先般、衆議院において公害対策特別委員会に公述人として、日比議長を代表として送り込んだわけですが、幸いその点につきましては、四日市市議会から提案したところのいろいろの問題点につきましては、各方面からも同情かつ好意的に取り扱っていただいて四日市市議会としての要望はほとんど取り上げられたという、そういう一つの成果も四日市市議会としてはあげてお

る実情でございます。

であるならば、事公害に関しては、この四日市市議会がそのように衆議院並びに参議院に対しても、いろいろと陳情、請願の形で要望を申し入れておられるにもかかわらず、また、そのときは各方面からそのように好意的に取り扱われておられる時期に、この同じ四日市市議会が、公害の危険のあるこの問題を賛成をするということは、四日市市議会としての良識が各方面から疑われるんじゃないか、このようなふうにも強く感ずる次才でございます。

であれば、公明党といたしましては、やはり中央における公害基本法の制定に伴って、やはり同じくそれに関する諸法規というものの制定を見たのちにおいて、この問題をあらためて再協議をするという観点に立って、本日のこの議案になっておるところの埋め立てに対しましては、反対を表明するものであります。

簡単でございますが、公明党の反対を申し上げます。

○議長（日比義平君） 伊藤泰一君。

〔伊藤泰一君登壇〕

○伊藤泰一君 私は公友会を代表して、本日の議長発議のこの問題については賛成をいたします。

本日午前十時よりいろいろ熱心に議員諸公が公害問題について、いろいろと問題を話されております。（午後二時と呼ぶ者あり）午後二時と訂正します。（笑声）

今日まで公害問題はひとり四日市の問題である。もちろん政府が責任もあり、しかし、四日市の三百幾十名の公害患者の出るということは、非常に痛ましい、申しわけのないことであるということで、私もは議会が一丸となって政府に責任を追及し、そうして、政府に処置をしてもらわなければいけないということで、各議員が一致結束すべきである。

ここに公害対策委員会もあるはずでございます。この中には各党派よりその委員を選出しておられます。私は、この四日市の公害は非常にむずかしい。どのように申し上げても、四日市では処置ができない、こういうようなことで、今日まで議員諸公はよくご存じのことであるのでございます。

でありますから、私もは国の責任において何とか解決をつけてもらわなければ四日市が困るといっているので、いままで数度この問題について公害対策委員会にも要求いたしております。

この今回の霞ヶ浦の埋め立ては、埋め立ての問題といたしましても、南部の問題につきまして、これを解決つけるかどうかというのが問題であって、霞ヶ浦の埋め立てについては、今日、市長の答弁いたされますのには、責任をもって公害がないということを私は聞いております。皆さんもご存じのとおりと思います。であるから、私は市長の言を信用して、そうして今日、演壇に上がったものでございます。

公害患者のお気の毒であるということは、だれが考えてもみな考えは同じでございます。何とかしてこの処置をとりたい、何とかしてこの方法を考えていきたいというのは、われわれ四十四名の議員も同じ考えであると思うのでございます。公友会とか自由クラブとかいろいろが反対とか賛成とかいう問題ではない。

公害の問題については、各議員がおのおのの責任においてその働きをしておると思っております。革新の方々が働いておる、また、他の党派の方だけが働いておる、また公害にその方だけが力を入れとるか、これは議員全体の問題である。人に責任を転嫁する問題ではない。おのおの全体の議員が責任をもって解決つけるべきであると思うのであります。

私は、この問題については、もうすでに早くから意見が出ておりますが、こういうことについての解決策は、おのおのが今後一丸となってやっていくべきであると思うのでございます。ところが、本日の問題は霞ヶ浦の埋め立て

の問題、これはすでに三月の八日に決定しておりますが、それにもかかわらず本日は皆さんが十分丁寧にその質疑をいたされまして、また、市長よりもその回答があったわけでございますが、皆さんのご承知のとおりでございます。私はそういう意味におきまして、もはやすでに三月議会において決定いたしておる。本日、議長の発議で、この霞ヶ浦の埋め立ての承認をするか否か、同意を求めてきた、この同意については、私は全面的に賛成をいたすものでございます。

○議長（日比義平君） 生川君。

〔生川平蔵君登壇〕

○生川平蔵君 私は革新でも共産でも何でもございませませんが、地元民の感情問題を考えまするとき、霞ヶ浦公有水面埋め立て問題については、地元感情の緩和ということによって、いましばらく着工を延期してもらえないか、ということをお市長にお願いしたところ、大工場とのいろんな関係があつて延期はできない、ということによって、私は地元感情から反対をいたします。

二月十八日の全員協議会に、前議員もたびたび言われておりますが、この全員協議会においても、地元の意思を尊重せずに強行採決したということ等、しかりであります。地元市民の意思を十分反映させてこそ市勢の繁栄があり、市民の喜びがあると、私は感ずる一人でございます。

そのことによって地元の悪感情を招いた最大の原因ではなからうかと、私は考える一人でございます。

もう一つ、十年後に塩浜方面の公害患者は絶無になるように見通しはできないかと市長に尋ねたところ、市長は、いまよりもひどくない、減少しない、というようなことばを聞くとき、塩浜方面の二の舞をするのではなからうかと私は心配する一人でございますので、これまた賛成ができない一つの原因でございます。

そういう意味におきまして、四日市オ三次石油コンビナート、大協和石油誘致については、市民感情を十分に緩和するまで絶対に反対を表明いたします。

○議長（日比義平君） これをもちまして討論を終結いたします。

これより議案の採決を行ないます。

この採決は、無記名投票をもって行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔傍聴席で発言する者あり〕

○議長（日比義平君） ご静粛に願います。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

おはかりいたします。会議規則オ二十九条オ二項の規定により立ち会い人に野崎君及び志積君を指名いたしましたと思ひます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比義平君） ご異議なしと認めます。よつて、立ち会い人に野崎君及び志積君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

〔傍聴席で発言する者あり〕

○議長（日比義平君） お静かに願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。……配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（日比義平君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます、本件を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記載の上、順次、投票を願います。

〔各員投票〕

○議長（日比義平君） 投票漏れはありませんか。……投票漏れなしと認めます。

投票を終りました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（日比義平君） 開票を行ないます。

野崎君及び志積君、立ち会いを願います。

〔野崎貞芳君、志積政一君立ち会い 投票箱点検〕

○議長（日比義平君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 四十一票

有効投票 四十一票

有効投票中

賛 成 二十六票

反 対 十五票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（日比義平君） 以上をもちまして本臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、七月臨時会を

閉会いたします。

お暑いところ長時間にわたり熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございました。

午後十時二十五分閉会

右、地方自治法百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	日 比 義 平
署 名 議 員	坪 井 妙 子
署 名 議 員	豊 田 稔

Handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is extremely faint and illegible.

昭和四十二年四月四日市市議会臨時会會議録正誤表

頁	行	誤	正
六	六	お手元に配付	お手元に配布
以下七六頁まで、「配付」の「付」を「布」に訂正（六箇所）			
一三	一七	説明にならぬ	説明にならぬ
一六	一八	私は遺憾に思つて	私は遺憾に思つて
二五	一四	協議会の説直等	協議会の設直等
三九	一八	先ほど市長	先ほど市長
六三	一六	宮田良一君	宮田勇君
六三	一七	宮田良一君	宮田勇君